令和８年度第３回　碧南市地域自立支援協議会
次　　第

日時　令和８年１０月３０日（金）
　　午前１０時から午前１１時３０分まで
場所　へきなん福祉センターあいくる
　　デイルーム

１　あいさつ

２　議題

(1) 日中サービス支援型グループホームの評価について

(2) へきなん障害者ハーモニープランの計画骨子案について

ア　第１章～第３章（1p）

イ　第４章（59p）

ウ　第５章・第６章（82p）

(3) 各作業部会の取組状況について

３　その他

【令和８年度 今後の日程】

・第４回：令和９年　２月２６日（金）午前１０時から
　　へきなん福祉センターあいくる　２階　デイルーム

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成１９年７月２日
公告第１３１号
改正　平成２１年２月１７日公告第２１号
平成２３年１２月２６日公告第２６９号
平成２５年４月１日公告第３４号

（設置）
第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。
(1)　福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
(2)　困難事例への対応のあり方に関すること。
(3)　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
(4)　障害者の就労支援に関すること。
(5)　その他障害者施策の策定及び推進に関すること。
（組織）
第３条　協議会は、委員２５人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1)　識見を有する者
(2)　各種団体の代表者
(3)　関係行政機関の職員
３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
（会長）
第４条　協議会に会長を置く。
２　会長は、市長が任命する。
３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第５条　協議会は、会長が招集する。
２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（作業部会）
第６条　協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。
２　作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。
３　作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

附　則

この規程は、平成１９年７月２日から施行する。

附　則（平成２１年２月１７日公告第２１号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１２月２６日公告第２６９号）

この規程は、平成２３年１２月２６日から施行し、同年１０月１日から適用する。ただし、第３条、第６条、第８条及び第１０条の規定は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日公告第３４号抄）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

令和８年度　碧南市地域自立支援協議会

No.	役職	団体名	委員氏名
1	会長	碧南市社会福祉協議会	伊藤　正博
2	職務代理	碧南市手をつなぐ育成会	三浦　志朗
3	委員	日本福祉大学教授	青木　聖久
4	委員	碧南市身体障害者福祉協会	鈴木　たか子
5	委員	碧南市民生委員児童委員協議会	小澤　昇
6	委員	ＮＰＯ法人ハートフルあおみ(あおみＪセンター所長)	水野　啓章
7	委員	刈谷公共職業安定所碧南出張所	辻　辰憲
8	委員	愛知県衣浦東部保健所	新美　萌子
9	委員	愛知県刈谷児童相談センター	島村　真優佳
10	委員	愛知県立にしお特別支援学校	早川　浩史
11	委員	碧南市小中学校校長会	石原　竹春
12	委員	親子の会「カラフル」	鈴木　由記
13	委員	身体に障害のある子の親子の会「すまいる」	永井　美幸
14	委員	ほっとまんまピアサポーター	杉浦　有美
15	委員	碧南商工会議所	亀島　弘樹
16	委員	碧南市農業委員会	山中　力四郎
17	委員	スギ製菓株式会社	永坂　峰広
18	委員	西三河南部西障害者就業･生活支援センターくるくる	川村　顕治
19	委員	刈谷病院	水野　美香
20	委員	サンフレア	髙松　有美
21	委員	就労センターオアシス碧南	大谷　大
22	委員	ＷＨＪ相談支援センターメビア	浅野　将克
23	委員	ＡＲＴＩＳＴ　ＪＡＰＡＮ	森脇　友理
24	委員	グループホームノアン碧南	廣瀬　恵子

任期：令和７年１１月２６日から令和９年１１月２５日まで

様式２－１

日中サービス支援型共同生活援助の事業報告【令和８年度分】

令和８年１０月３０日

（宛先）碧南市地域自立支援協議会会長

所在地　　愛知県碧南市宮町７丁目 205 番
　　ソーシャルインクルーホーム碧南宮町
法人名　ソーシャルインクルー株式会社
代表者氏名　松下　展千

下記及び別添のとおり報告します。

記

１　報告・評価シートを提出する事業所

事業所番号	事業所名
2323200036	ソーシャルインクルーホーム碧南宮町

２　本件に関する連絡先

担当者名	寺嶋格（管理者兼サビ管）　板倉雅夫エリアマネージャー
電話番号	０５６６－４８－５５５０
メール	sih.hekinanmiyamati@socialinclu.co.jp

３　添付書類

（１）日中サービス支援型共同生活援助事業報告・評価シート

（２）事業所（施設）の平面図又は施設の概要が確認できるパンフレット等

様式2－2

事業所名	ソーシャルインクルーホーム碧南宮町

日中サービス支援型共同生活援助事業報告・評価シート【令和 7 年 10 月～ 令和 8 年 10 月 分】

【報告日】 令和 8 年 10 月 30 日
【評価日】 令和 年 月 日

項目	【事業所記入欄】																					
施設概要	設置事業者	名称	ソーシャルインクルー株式会社																			
		所在地	東京都品川区南大井6-25-3いちご大森ビル2F																			
	事業所	ﾌﾘｶﾞﾅ	ソーシャルインクルーホームヘキナンミヤマチ																			
		名称	ソーシャルインクルーホーム碧南宮町																			
		所在地	愛知県碧南市宮町7丁目205番																			
	事業開始日		令和 6 年 12 月 1 日																			
	定員	共同生活援助	20 人																			
		短期入所	2 人																			
	共同生活住居数		2 戸																			
	住居(ユニット)・定員数の内訳																					
	住居1	10 人	住居2	10 人																		
	住居3	人	住居4	人																		
人員配置	日中																					
	世話人		生活支援員																			
	21 人		6 人																			
	(常勤換算後)		(常勤換算後)																			
	6.8 人		3.3 人																			
	看護職員の配置	有り 人	○ 無し																			
	夜間																					
	夜間支援従事者(世話人又は生活支援員)																					
	17 人																					
	(常勤換算後)																					
	4.3 人																					
	看護職員の配置	有り 人	○ 無し																			
利用者状況 8 年 10 月 1 日 時点	障害支援区分		人数																			
	非該当		0 人																			
	区分1		0 人																			
	区分2		3 人																			
	区分3		4 人																			
	区分4		8 人																			
	区分5		3 人																			
	区分6		2 人																			
	合計		20 人																			
	内訳 (重複はそれぞれ記入)																					
	主な障がい種別利用者人数																					
	身体	総数	4 人																			
		主に日中GHで過ごす人数	0 人																			
	知的	総数	14 人																			
		主に日中GHで過ごす人数	0 人																			
	精神	総数	4 人																			
		主に日中GHで過ごす人数	2 人																			
	難病等	総数	1 人																			
		主に日中GHで過ごす人数	0 人																			
	年齢構成	60歳以上	4 人	50代	1 人	40代	7 人	30代	5 人	20代	3 人	20歳未満	0 人									
	医療的ケアの必要な者		0 人																			
	強度行動障がいのある者		4 人																			
	当該年度の入所者数(合計)		3 人																			
	当該年度の退所者数(合計)		2 人																			
	支給決定市町村	碧南市	12 人	西三河地方	3 市町村	7 人	東三河地方	0 市町村	0 人	尾張地方	1 市町村	1 人	愛知県外	市町村	0 人							

事業所名	ソーシャルインクルーホーム碧南宮町

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入欄】 要望・助言・評価
1　常時の支援体制の確保	(1)　日中、夜間、土日含めた常時の支援体制が確保されているか。	365日、24時間、お正月もお盆も切れ目なく職員を配置して支援しています。 平日・土日祝日も問わず、配置しており、人数は一定数の確保を保っています。 夜間に関しましては最低3人配置遵守（基本は4人配置）しており、ご利用されている方々の状況や、短期入所をご利用される方（特に新規利用や重度の方）がいらっしゃる場合は、日中・夜間を含めて配置人数を増員する対応も実行しています。	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）
2　支援の実施・質の確保	(1)　利用者が充実した地域生活を送れるよう外出や余暇活動等の支援に努めているか。	利用者様の個々のニーズに合わせた外出（お散歩、ドライブ、床屋、買い物、お祭り等の行事）や余暇活動の創出を行っています。 ご利用者様にご希望をお伺いし、日中活動先でのイベントへの参加希望があれば、送迎等も含め希望に添える対応をできる限りの提供をしています。 ホーム内でも月に1回、季節毎のイベント（8月はかき氷大会、9月はたい焼きアイスパーティー等）を企画し実施して、大変喜んでいただきました。 引き続き利用者様のご希望と要望を聞き取り、より良い充実した余暇活動が実践できるように努めていきます。	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）
	(2)　職員の質の向上に努めているか。（研修の実施等）	社内で毎月行う定期ホーム研修は継続し実施しています。 尚且つ、新入職員への研修を会社の取り組みとして、入社時研修・基礎トレーニング（動画研修）を実施し、OJTや管理者、サビ管が2～3ケ月に渡り、習得度を確認・振り返りを実施し支援の質の向上に努めております。	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）

事業所名	ソーシャルインクルーホーム碧南宮町

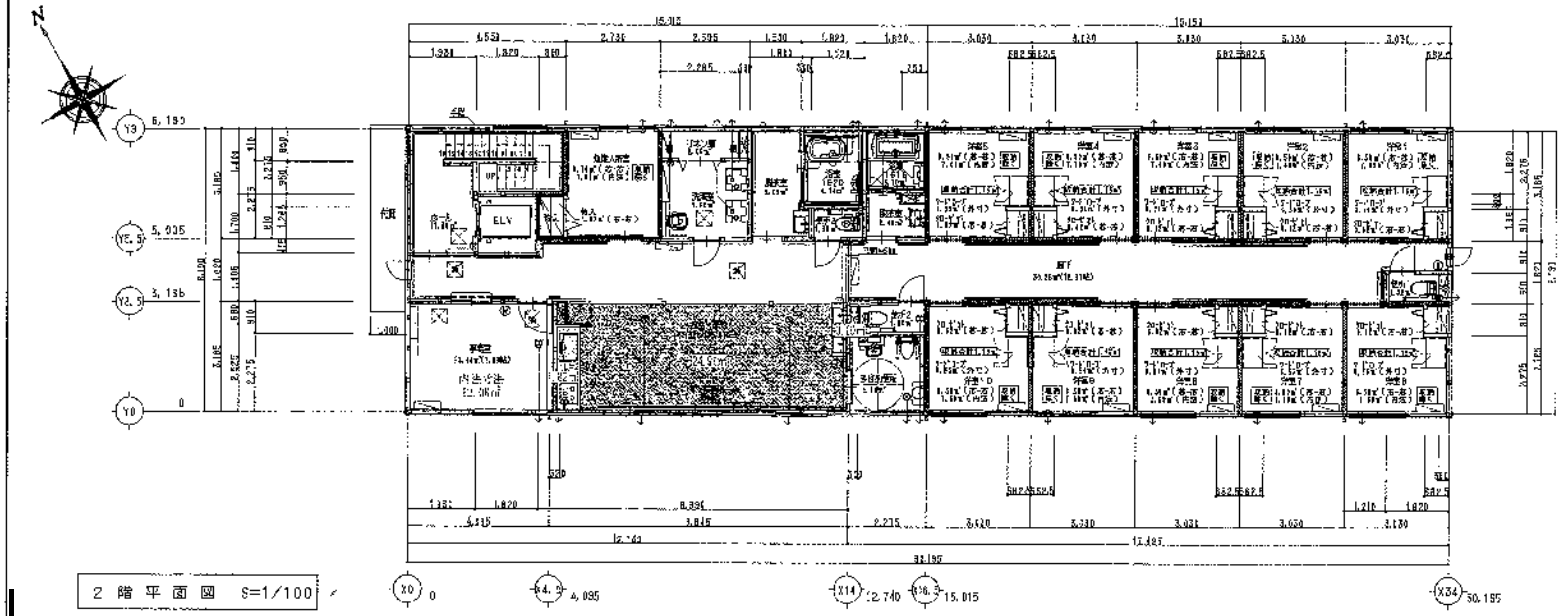
項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入欄】 要望・助言・評価
3　地域に開かれた運営	⑴　他事業所との連携、情報把握に努めているか。	当該年度の障がい福祉サービス等事業者連絡会への出席回数は3回ほど参加し、毎回2名（主に管理者とサビ管）ほどの職員が出席しています。	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）
	⑵　地域住民やボランティア団体との交流の機会が確保されているか。	2026年10月11日、12日の近隣神社でのお祭りへ参加させていただき、ご利用者様は大変ご満足いただけていたご様子でした。前日の10日には利用者様と一緒に神社前の道の除草作業を行いました。終わった翌日の13日には、利用者様とゴミ拾いも一緒に行いました。 また今年から「大浜つながり隊」のメンバーに入れていただき、地域とのネットワークも出来つつあります。今年は2度、地元の民生委員との話し合いの機会ももちました。 他にも積極的な地域住民への関わりを持ち、ご理解をいただけるよう取り組んで参ります。	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）
4　指定計画相談支援について	⑴　別法人等の指定特定相談支援事業所により計画相談が作成されているか。	・別法人等の指定特定相談支援事業所による計画作成者　（　20　）名 ・自法人等の指定特定相談支援事業所による計画作成者　（　0　）名 ・セルフケアプラン　（　0　）名	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）
5　短期入所の利用状況	⑴　緊急時の利用ニーズに対応しているか。	・短期入所利用人数 令和8年 10 月（予定）…9名 9月…9名、8月…8名、7月…7名、6月…7名、 5月…8名、4月…7名、3月…9名 ・緊急受入人数　（　1　）名 （緊急受入を行った事例を具体的に記入） 令和8年6月に利用者（区分5の女性）の母親が急遽、入院し手術を行う必要が発生する。その為、ショートステイの支給量を6月のみ28日分支給してもらう。そして、28日間ロングショート利用していただいた。	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）

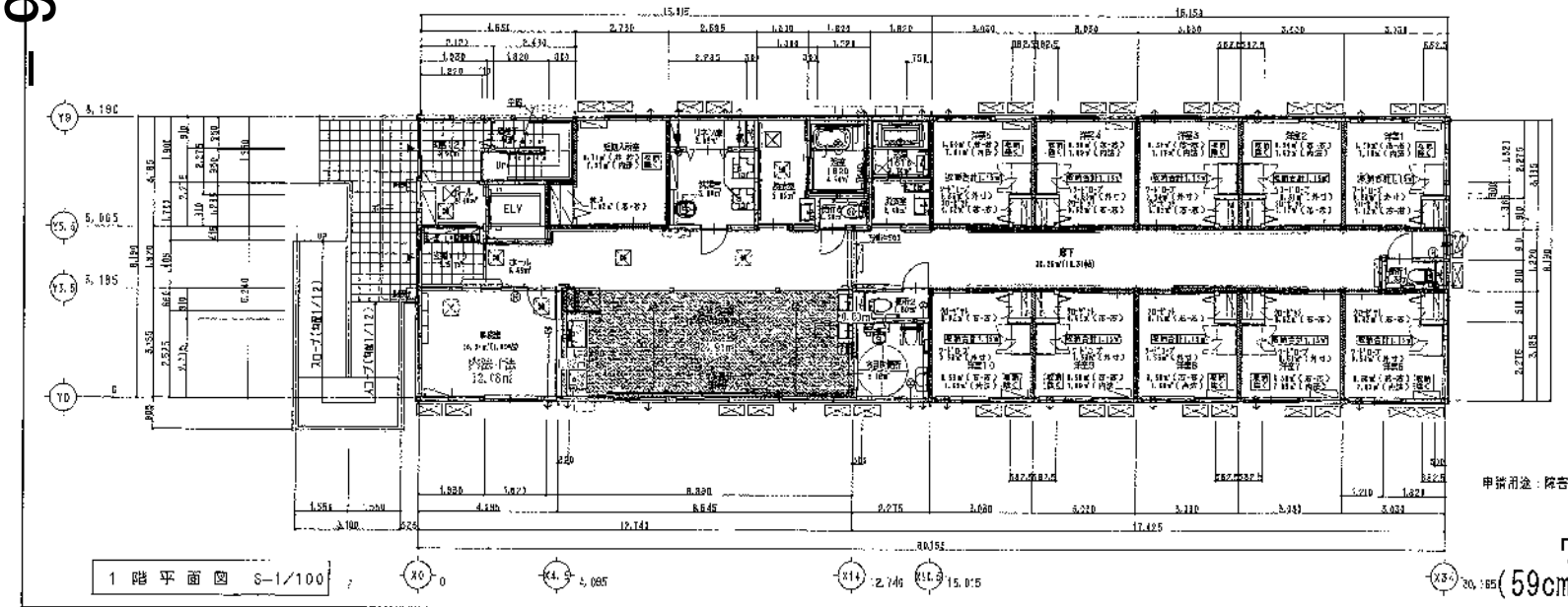
事業所名	ソーシャルインクルーホーム碧南宮町

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入欄】 要望・助言・評価
6　その他、事業所からの報告事項	(1)　運営内容での特徴や成果	愛知県三河エリアとしてホーム数が合計8ホームとなり、会社全体での会議、エリア会議、ホーム会議等を実施しており、良い事例または困難事例等改善が必要な事例の共有を図ることにより、各ホームでの対応を潤滑に行えるフォロー体制を整えております。また、もし職員が体調不良等で足りない場合には、お互いに協力しあってご利用者様をトータルでサポートしています。	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）
	(2)　課題（運営資金、人材確保、人材育成等運営に関して抱えている課題）	人材の確保が最重要課題であり、採用課と運営部との連携をとり、優秀な人材の採用に力を入れております。 人材育成については新入職員への研修を会社の取り組みとして、入社時研修・基礎トレーニング（動画研修）を実施し、OJTや管理者、サビ管が2～3か月に渡り、習得度を確認・振り返りを実施し、支援の質向上に努めており、離職率の削減に努めています。	□問題なし　　□改善の必要あり □意見・要望あり（余白に記入）
7　その他	（自立支援協議会委員用） 1～6の項目以外でご意見がありましたら、ご記入ください。		□意見・要望あり（余白に記入）

本書のとおり評価します。

令和　年　月　日　　碧南市地域自立支援協議会会長





凡 例

	吸入土壁/ 吸出中壁 グラスウール厚50（24K）
	グラスウール厚50（24K）
	給気扇 パイプファン φ75
	換気トレンチ φ75
	中継トレンチ φ75
	雨戸4枚引き戸
	給湯器 φ75
	中間 和風出窓 クレセント インテリア φ75
	吸引換気口 φ75
	天井点検口 φ75
	ガラリ φ75
	エアコン室外機 φ75
	洗濯パン 1（ARC型 21 φ）
	給気レジスター 150φ、110φ
	玄関 トールタイプ（斜仕様） 収納ドール 有 三方
	引戸 出入口 φ75
	給気プルラ φ75
	片開戸 45×90
	引違戸 45×90
	窓 W 105×105
	浴室・便所 120×120
	内部の吸込口（換気扇用を除く）
	消防設備用点検口 φ75

※（ ）内の寸法は参考とする。

※ 換気（浴室 便所）は24時間換気とする。
※ 内部建具は、下部アンダーカット12mm以上、通気ガラリ仕様とする。
※ 避難経路における措置
　排煙方式
　　機械排煙方式による場合（全居室の、1/50）
　　上記規定に該当しない場合。
※ 火気使用室には該当しない
※ 換気扇は不燃材料を使用する事
※ 火災報知器の設置
　階：ウロコ製（QM-2491）
　　下地 合板t=12.5
　天井：ウロコ製（QM-2491）
　　下地 合板t=12.5
　1階：下地合板t=15
※ 手摺H=1100以上

変更平面

※洋室収納設置
短期入所室除く

申請用途：障害者総合支援法第５条第１７項に該当する施設

ワードローブ
(59cm×90cm) ×20か所

21.05.28	E.V. 機械室寸法変更、及びFAC室外機設置、給湯給気口設置に伴う変更	大東建託（株）名古屋天白支店 一級建築士事務所	一級建築士 第317020号 大脇 秀晃	工事名称 NO.025983-01 成田 勇夫 様 グループホーム新築工事
21.06.10	バージョン対応			図面名称 1・2階平面図 Ver.1.2
-				縮尺 1/100
-		設計 2021年 04月 30日		図面番号 A-4

social inclu

日中サービス支援型
障がい者グループホーム

ソーシャル
インクルーホーム

碧南宮町



短期入所
2名

定員
20名

担当：板倉（080-4446-3644）までお気軽にお問い合わせください。

「ここでくらしたい」を創る

ご利用者様にとってグループホームはまさに家そのものだといえます。家族のように温かいスタッフたちとのコミュニケーションを通して、ホームでの暮らしを楽しんでいただきたいです。
「ここでくらしたい」と思ってもらえるよう、日々真摯に向き合い続けます。

ソーシャルインクルーホーム碧南宮町の特徴

1 スタッフが24時間常駐

日中はもちろん、夜間も複数名のスタッフが入浴食事排泄等をサポートします。

2 日中サービスの充実

通院同行や、買い物、お散歩、服用・金銭管理まで、日中も丁寧にスタッフが支援します。

3 車椅子にも対応

バリアフリー、リフト浴完備など、車いすを使用する方も安心して暮らせる設備を完備しています。

4 生活介護と併用も可能

通所されない方はもちろん、生活介護に通っている方が、両立することができます。

このような方にご利用いただいております。

入所施設を探しているが、
すぐに入所できるところがない。

車いすやオムツ対応ができる
ホームを探している。

重度の知的障害(行動障害・自閉等)で今後の入居先を探している。

ゆくゆくはGHを希望しているが、
これまでの通所先も継続したい。

重度障がい者(知的障害、身体障害、精神障害)が中心のホームとなりますので、まずはお気軽に見学・ご相談ください。

ご利用料金：グループホーム

家賃	36,000 円/月
食費	33,000 円/月
水道光熱費	15,000 円/月
日用品費	2,000 円/月
合計	86,000 円/月 (76,000円※)

※国保連より10,000円の家賃補助が受けられる場合があります。

住所



住所：愛知県碧南市宮町7丁目205
熊野大神社バス停より徒歩2分

見学会ご予約の流れ

STEP 01
入居担当直通電話へ、ご見学希望の旨をご連絡下さい。
※土日祝も見学対応可能です。感染症予防のため、完全予約制となります。

STEP 02
お電話にてご希望の日時を調整いたします。

STEP 03
見学会当日、ホームスタッフがお待ちしております。
※持ち物等は特に不要です。

入居担当直通
080-4635-1993〈担当：つちだ〉
080-4446-3644〈担当:いたくら〉
0120-139-196〈フリーダイヤル〉
運営会社：ソーシャルインクルー株式会社
〒140-0013 東京都品川区南大井6-25-3
いちご大森ビル2F
https://www.socialinclu.co.jp/
social inclu

へきなん障害者ハーモニープラン

（第４期碧南市障害者計画・第８期碧南市障害福祉計画・
第４期碧南市障害児福祉計画）

【素案】

令和８年 10 月

碧　南　市

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
　１　計画策定の趣旨 1
　２　近年の障害福祉の動き 2
　３　計画の位置づけ 3
　４　計画の期間 5
第２章　障害のある人を取り巻く現状 6
　１　碧南市全体の状況 6
　２　障害者の状況 7
　３　療育・就学等の状況 13
　４　前回計画の目標の達成状況 15
　５　障害福祉サービスの提供状況 18
　６　アンケート結果の概要 29
　７　ヒアリング結果の概要 37
　８　前回計画の評価 42
第３章　基本的な視点 54
　１　基本理念 54
　２　基本的原則 55
　３　基本目標 56
　４　施策体系 58
第４章　障害者計画 59
　１　生活支援 59
　２　保育・教育 63
　３　保健・医療 66
　４　文化・芸術活動、スポーツ 69
　５　雇用・就労 72
　６　生活環境 75
　７　防災・防犯 77
　８　障害理解、権利擁護 79
第５章　障害福祉計画・障害児福祉計画 82
　１　計画の方向性 82
　２　目標値の設定 84
　３　障害福祉サービスの見込量と確保策 91
　４　相談支援の見込量と確保策 96
　５　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 97

６　発達障害等に対する支援 98
７　相談支援体制の充実・強化のための取組 100
８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 101
９　障害児支援の見込量と確保策 102
10　地域生活支援事業の見込量と確保策 105
第６章　計画の推進体制 109
１　計画の推進体制 109
２　計画の点検・評価 109
資料編 110

第１章　計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

いま、日本では「共生社会」の実現を目指して、大きな変化が起きています。障害がある人が、自分の意思でやりたいことに挑戦し、その力を最大限に発揮して社会に参加できるよう、国全体で新しいルール作りが進められています。

具体的には、誰もが暮らしやすい環境を整える「ユニバーサル社会実現推進法」をはじめ、読書や文化芸術、情報へのアクセスのしやすさを支える法律などが次々と施行されました。特に 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、私たちに大きな意識の変化をもたらしました。「心のバリアフリー」という言葉が広まり、お店や会社などで障害のある人への「合理的配慮」を提供することが義務づけられるなど、一人ひとりの多様性を尊重し、支え合う仕組みづくりが加速しています。

こうした時代の流れの中、碧南市（以下、「本市」という）においても、障害のある人の自立と社会参加を応援するため、長年取り組んできました。平成 24 年（2012）年度に、障害福祉の基本的な方針を示す「障害者計画」と、具体的なサービス量を定める「障害福祉計画」を一つにまとめた「へきなん障害者ハーモニープラン」を初めて策定しました。それ以来、市民の皆さんが地域の中で奏でるハーモニー（調和）のように、障害の有無にかかわらず誰もが支え合い、安心して暮らせる街を目指して、時代に合わせて計画の改定を重ね、福祉施策を推進してきました。

現在、本市が取り組んでいる「第３期障害者計画」「第７期障害福祉計画」「第３期障害児福祉計画」は、令和８年（2026）年度をもって期間満了を迎えます。

障害のある人を取り巻く環境は、国の制度改正や生活スタイルの変化、また就労ニーズの多様化など、刻一刻と変化し続けています。こうした社会情勢や、碧南市における現状と課題をしっかりと受け止め、次の一歩を踏み出す必要があります。

そこで本市では、これまでの取り組みをさらに一歩進め、令和９（2027）年度からスタートする「第４期障害者計画」「第８期障害福祉計画」「第４期障害児福祉計画」を一体とした、新たな「へきなん障害者ハーモニープラン」を策定します。

この計画を通じて、障害のある人も、その家族も、そして地域で暮らす全ての人が、お互いの個性を認め合い、自分らしく笑顔で暮らし続けられる未来を形にしていくことを目指します。

2 近年の障害福祉の動き

●近年の国の障害福祉に関する動きは、「障害者権利条約」への批准を目指し進められてきました。平成 26（2014）年の条約批准後も、様々な法整備や障害福祉施策が進められています。また、令和５（2023）年には、「障害者基本計画（第５次）」が策定され、共生社会の実現に向けた施策の推進が図られています。

●国際的な動向としては、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」においても、不平等の解消や均等な雇用機会の提供が確認されており、障害福祉分野でも、差別解消のための取組の強力な推進が求められています。

■近年の障害者関連法整備の主な動き

年	主な動き
令和３年	○医療的ケア児支援法の施行 ・こどもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和４年	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進　等 ○障害者雇用促進法の改正 ・短時間勤務の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者を実雇用率で算定できる特例による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和５年	○こども基本法の施行 ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す ○障害者基本計画（第５次）策定
令和６年	○障害者差別解消法の改正・施行 ・民間業者の合理的配慮の提供義務　等 ○障害者総合支援法の改正・施行 ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、「就労選択支援」の創設、対象疾病（難病）の拡大　等
令和７年	○就労選択支援の開始 ・障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント（評価）を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、本人に合った就労の選択を支援 ○手話施策推進法の施行 ・手話を言語として明確に位置付け、地方公共団体は、手話通訳者の確保・育成や手話の普及・啓発等の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明記
令和８年	○高次脳機能障害者支援法の施行 ・事故や病気による脳の損傷により記憶障害等が表れる高次脳機能障害について、地方公共団体は、障害に対する支援施策を総合的に策定し、実施する責務を明記

3 計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

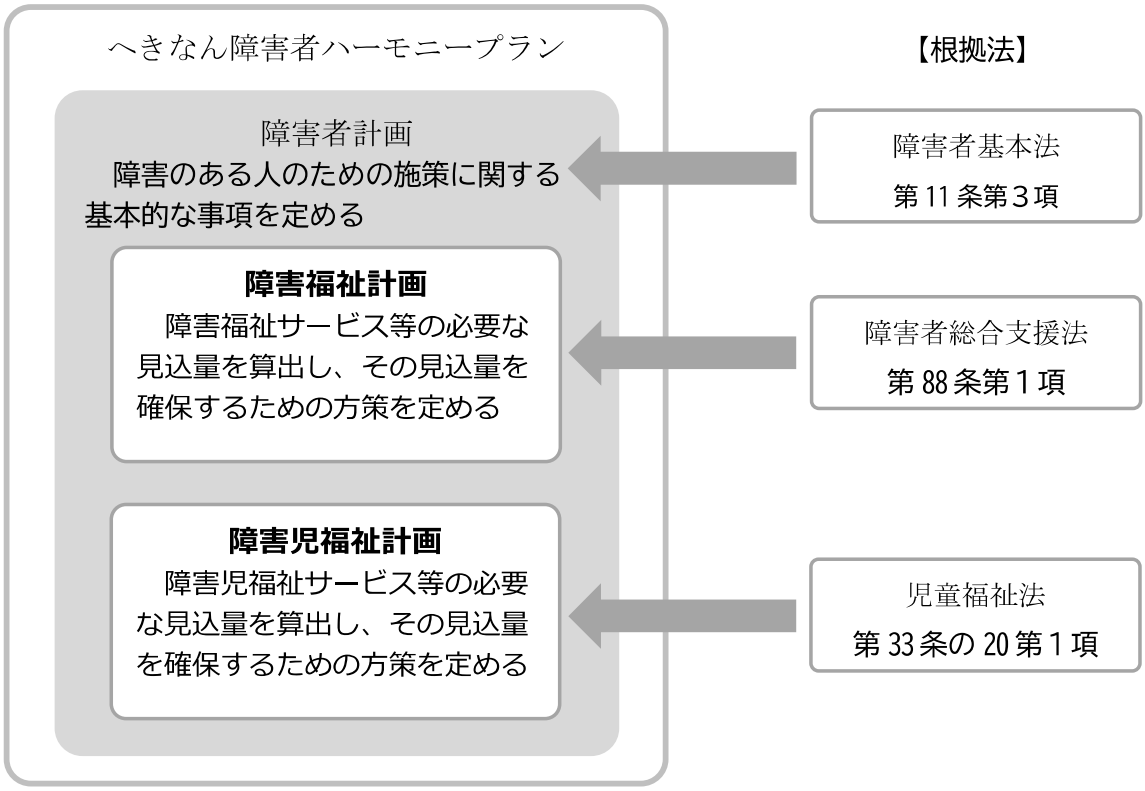
●「障害者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画」です。障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めます。

●「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」です。障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。

●「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害児福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。

●「へきなん障害者ハーモニープラン」は、上記の３つの計画を一体的に策定するものです。

■障害者計画と障害福祉計画　障害児福祉計画の関係

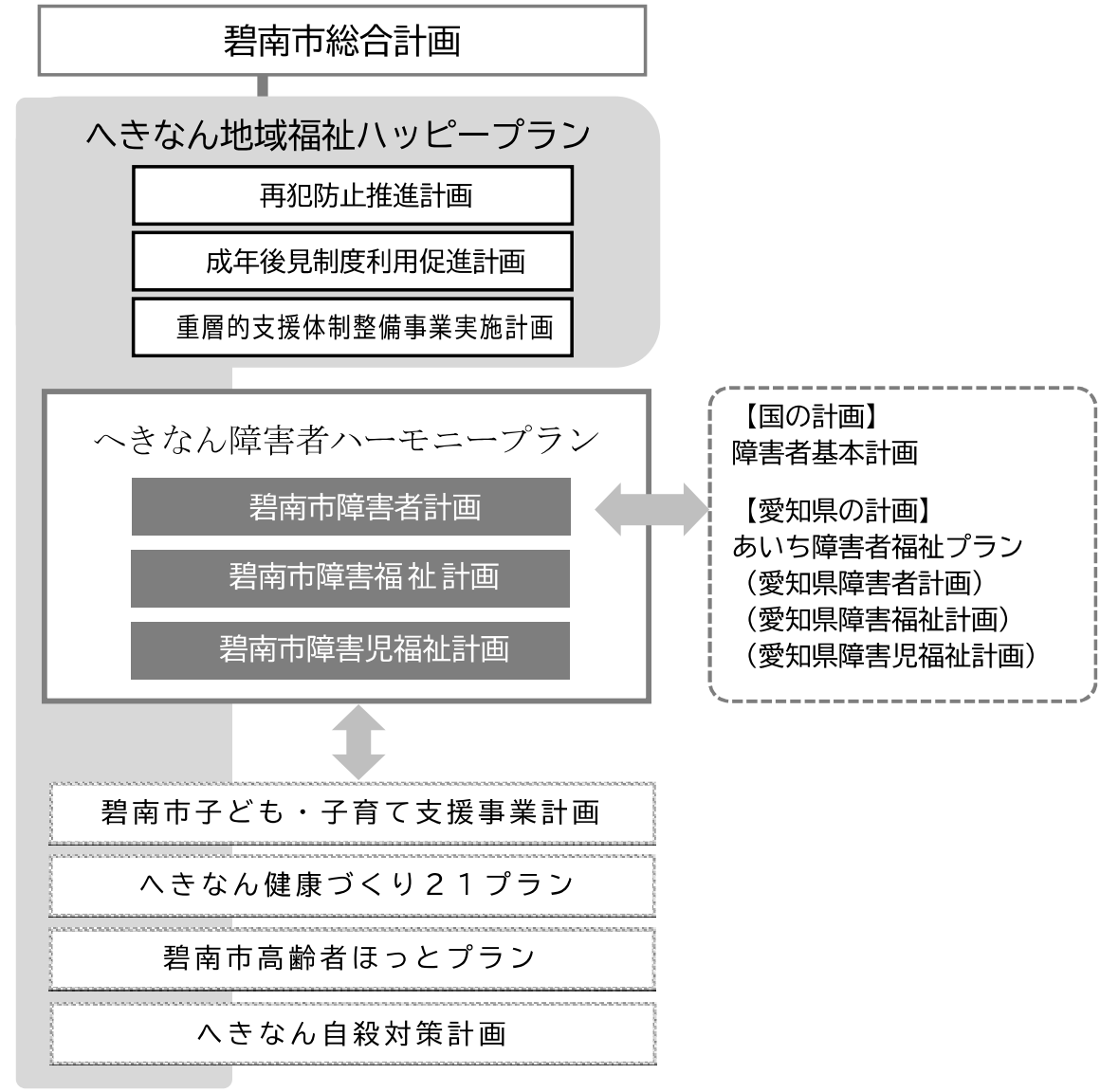


（２）他の計画との関係性

●「へきなん障害者ハーモニープラン」は、上位計画である「碧南市総合計画」や「へきなん地域福祉ハッピープラン」をはじめ、市の関連計画との整合を図ります。

●また、国の障害者基本計画及び「あいち障害者福祉プラン」とも整合を図ります。

■本計画と他の計画の関係性



4 計画の期間

本計画は、「碧南市障害者計画」の計画期間を６年、「碧南市障害福祉計画」「碧南市障害児福祉計画」の計画期間を３年とします。また、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間　（年度）

	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	R14	R15
碧南市 障害者計画				第４期						
碧南市 障害福祉計画				第８期						
碧南市 障害児福祉計画				第４期						
碧南市総合計画	第６次									
へきなん地域福祉 ハッピープラン				第４次						

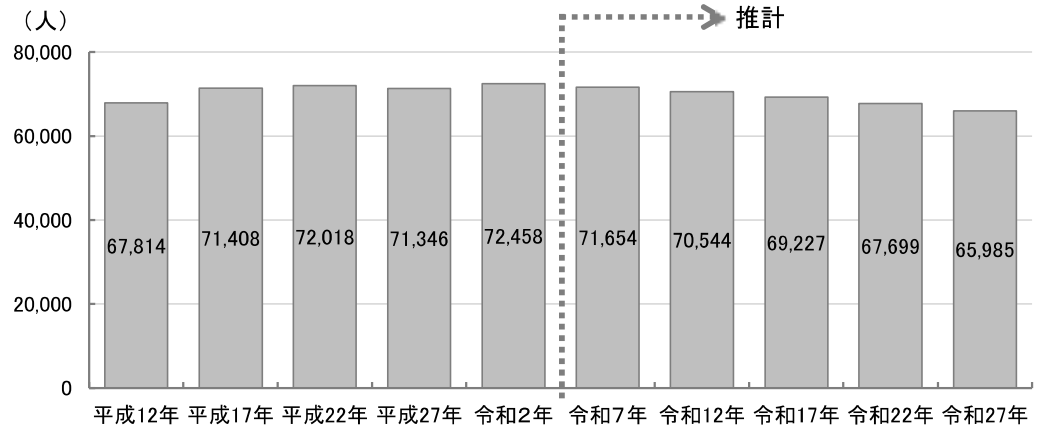
第２章　障害のある人を取り巻く現状

1 碧南市全体の状況

本市の総人口は、平成 22（2010）年までは増加していましたが、平成 27（2015）年では減少に転じており、今後も減少していくことが見込まれます。なお、令和７年の国勢調査の速報値による本市の人口は 71,349 人であり、推計値を下回っています。

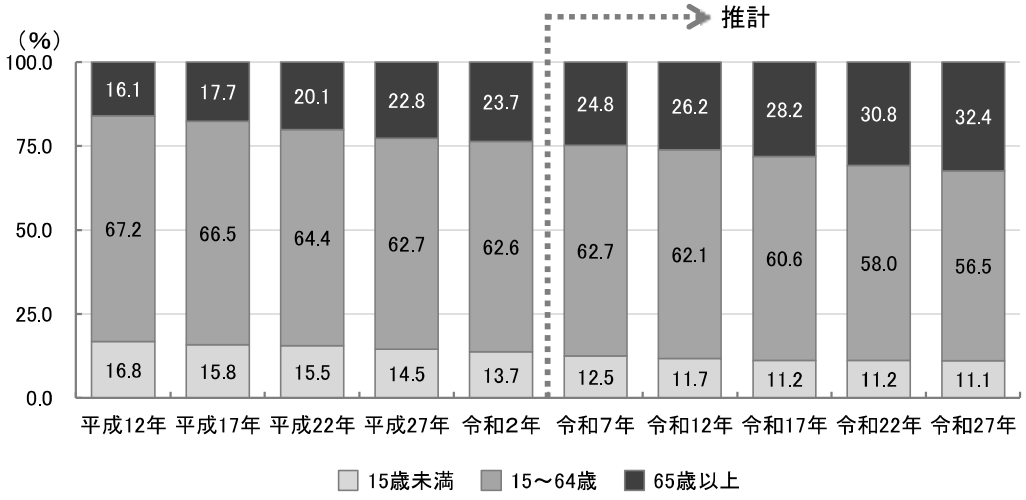
年齢３区分別人口割合をみると、15 歳未満、15～64 歳の人口割合が減少、65 歳以上の人口割合が増加しており、今後も少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

■総人口の推移と推計



資料：（令和２年まで）国勢調査、（令和７年以降）国立社会保障・人口問題研究所

■年齢３区分別人口割合の推移と推計



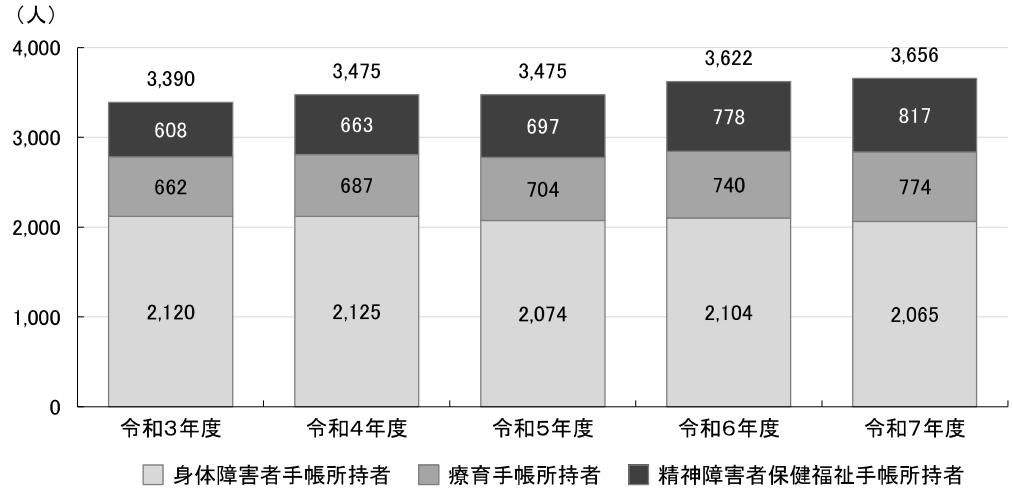
資料：（令和２年まで）国勢調査、（令和７年以降）国立社会保障・人口問題研究所

2 障害者の状況

（１）障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、令和７（2025）年で身体障害者手帳所持者数は 2,065 人、療育手帳所持者数は 774 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 817 人となっています。令和３（2021）年から令和７（2025）年の推移をみると、全体では増加しています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



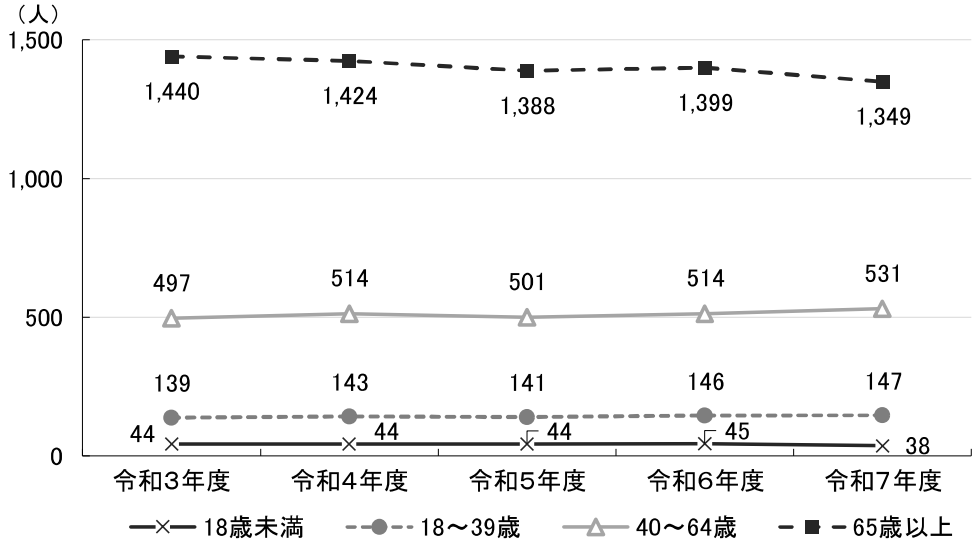
資料：福祉課（各年４月１日）

（２）身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、年齢別では 65 歳以上が最も多く、次いで 40～64 歳となっています。令和３（2021）年から令和７（2025）年の推移をみると、65 歳以上では減少傾向となっています。

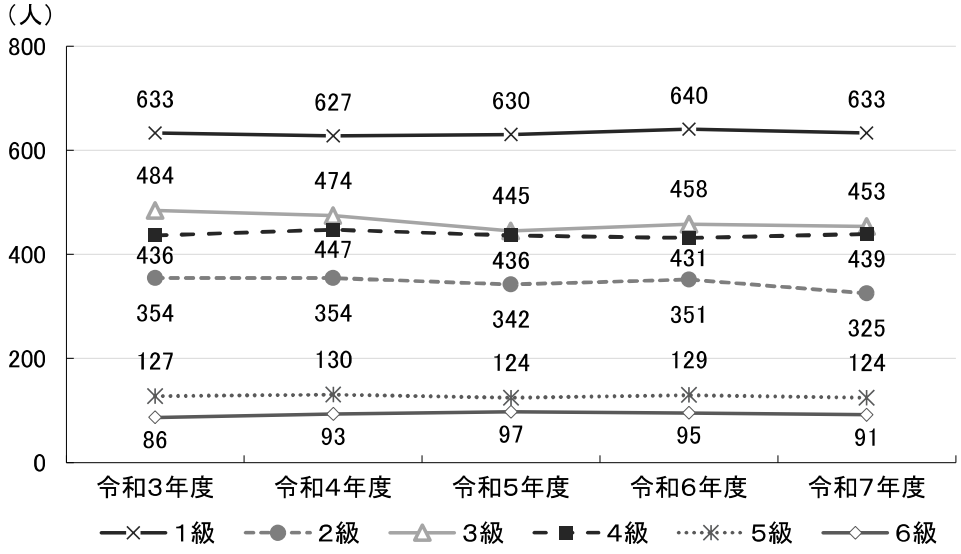
等級別では、最重度である１級が最も多く、次いで３級、４級となっています。令和３（2021）年から令和７（2025）年の推移をみると、いずれの級も微減、微増を繰り返しています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年４月１日）

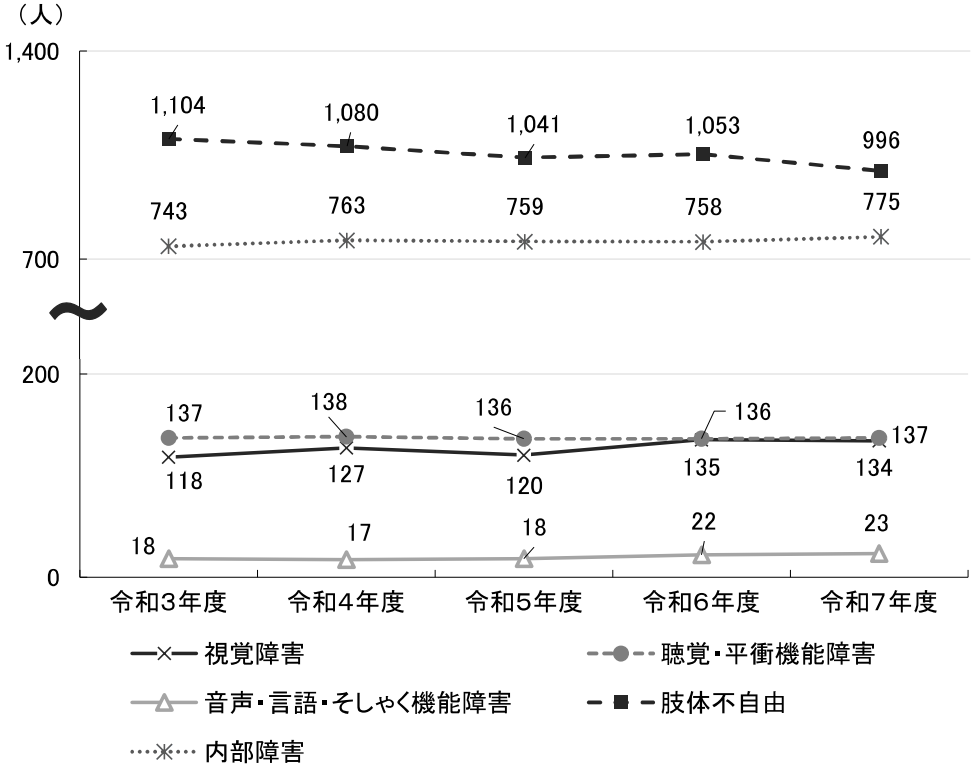
■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年４月１日）

障害種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害となっています。令和３（2021）年から令和７（2025）年の推移をみると、内部障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害で増加傾向、肢体不自由で減少傾向となっています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



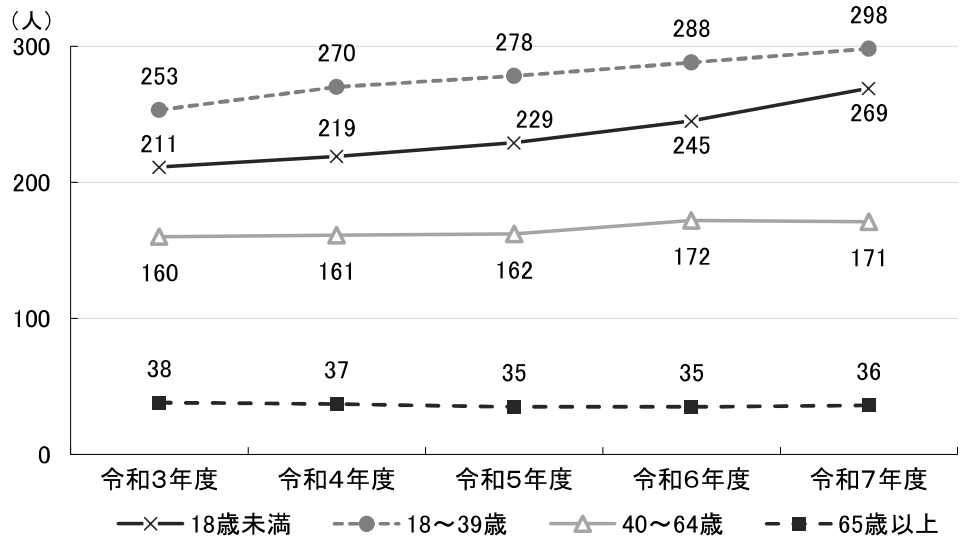
資料：福祉課（各年４月１日）

（３）療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年齢別では 18～39 歳が最も多く、次いで 18 歳未満となっています。令和３（2021）年から令和７（2025）年の推移をみると、65 歳以上を除く年齢層で増加していますが、特に 18 歳未満、18～39 歳で大きく増加しています。

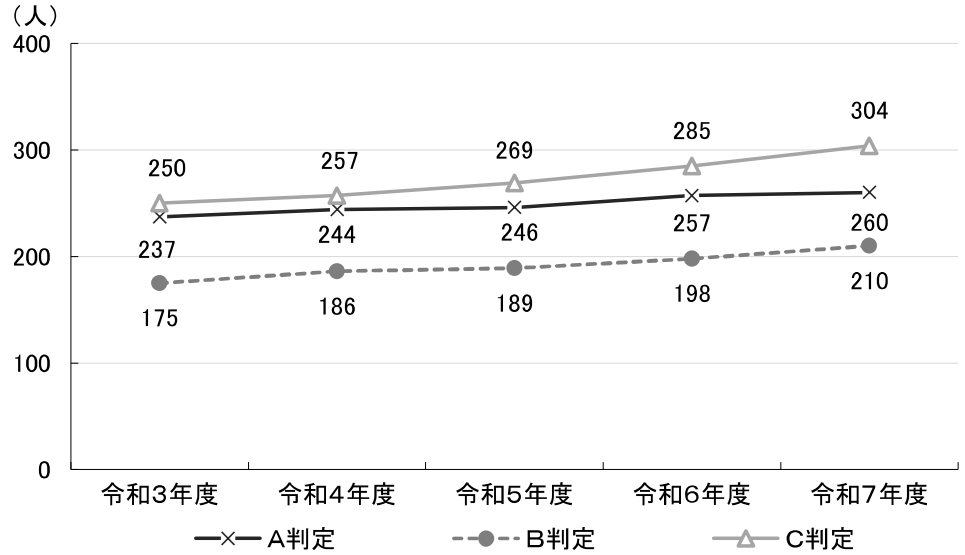
等級別では、重度であるＡ判定と軽度であるＣ判定が多くなっています。令和３（2021）年から令和７（2025）年の推移をみると、いずれの等級でも増加していますが、特にＣ判定で大きく増加しています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年４月１日）

■等級別療育手帳所持者数の推移



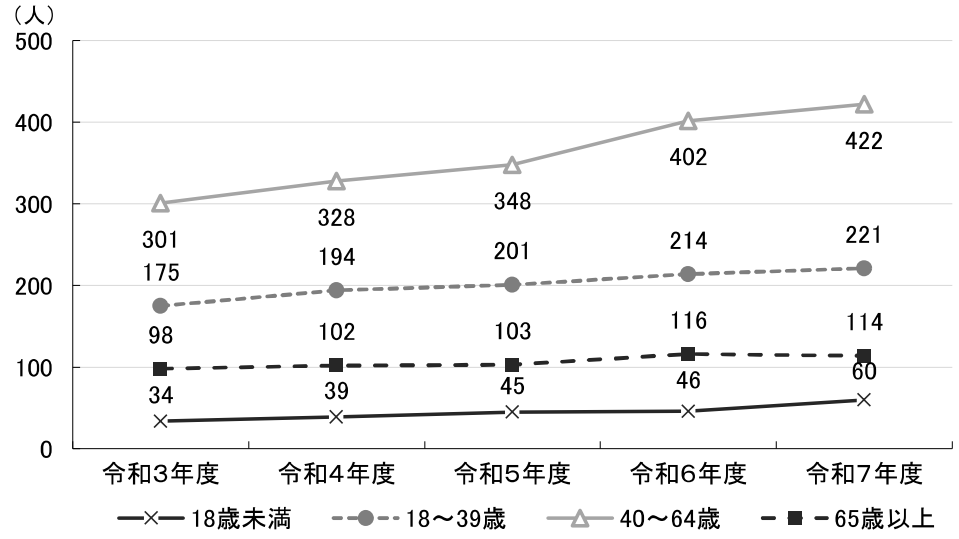
資料：福祉課（各年４月１日）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年齢別では 40～64 歳が最も多く、次いで 18～39 歳となっています。令和３（2021）年から令和７（2025）年の推移をみると、いずれの年齢層でも増加していますが、特に 40～64 歳、18～39 歳で大きく増加しています。

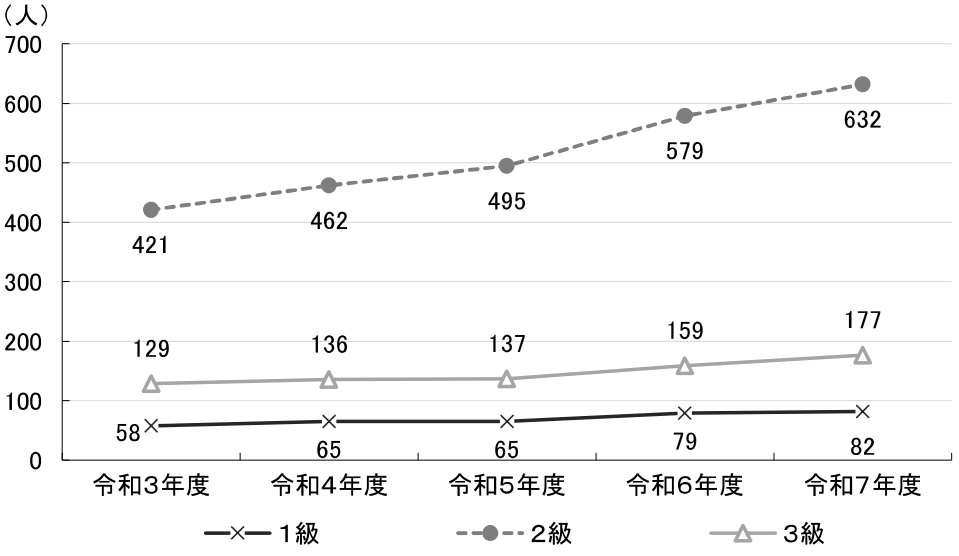
等級別では、２級が最も多く、次いで３級となっています。令和３（2021）年から令和７（2025）年の推移をみると、いずれの等級でも増加していますが、特に２級で大きく増加しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年４月１日）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

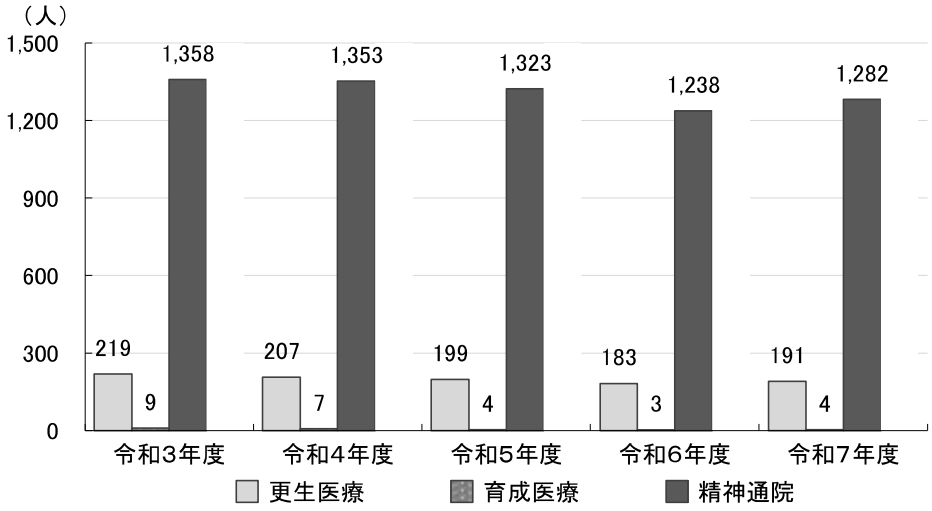


資料：福祉課（各年４月１日）

（４）自立支援医療利用者数

自立支援医療利用者数は、精神通院では令和６（2024）年まで減少していましたが、令和７（2025）年度では再び増加傾向にあります。更生医療は 180～220 人台、育成医療は 10 人以下で推移しています。

■自立支援医療利用者数の推移

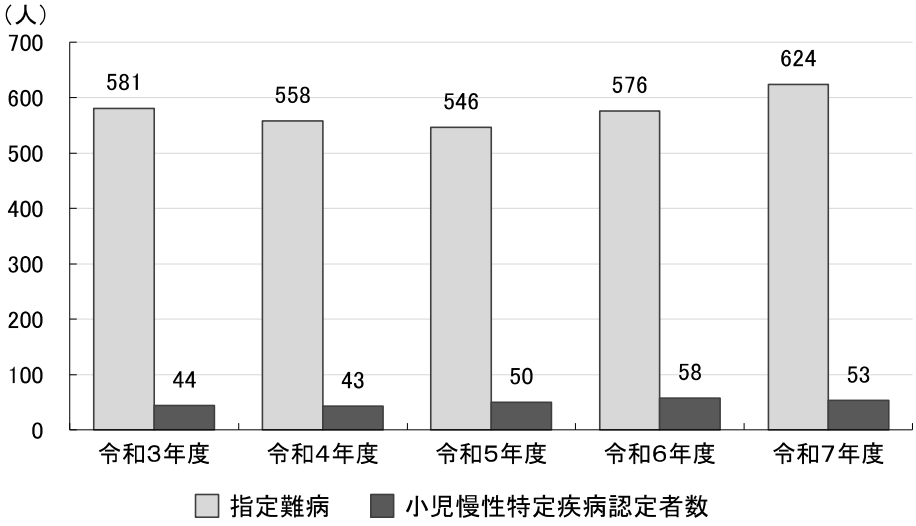


資料：福祉課（各年１０月１日）

（５）難病等患者数

指定難病等患者数は、令和５（2023）年までは減少傾向にありましたが、その後は再び増加傾向にあります。小児慢性特定疾病認定者数は、令和６（2024）年まで増加傾向にありましたが、令和７（2025）年は減少傾向に転じています。

■難病等患者数の推移



資料： 福祉課（各年４月１日）

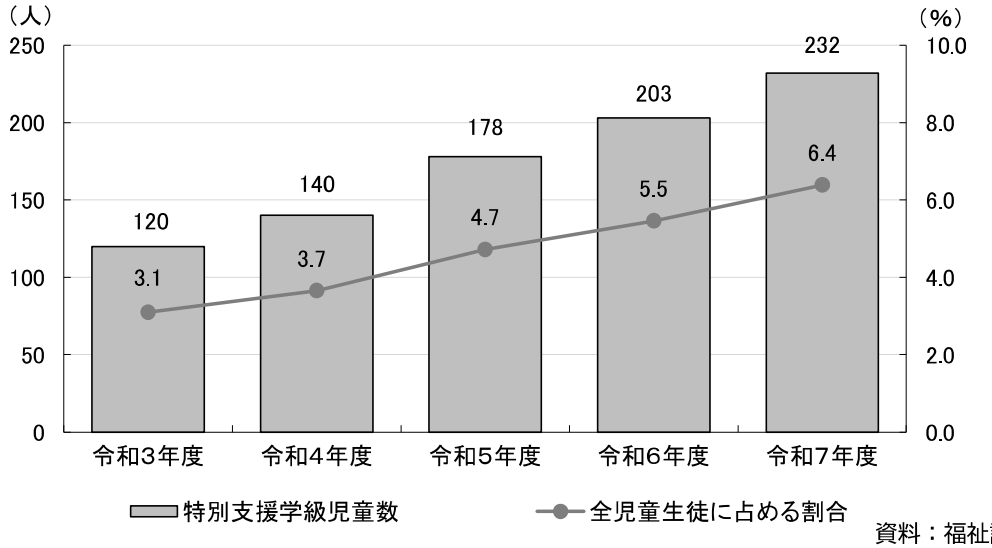
3 療育・就学等の状況

（１）特別支援学級

特別支援学級数（小学校）の児童数は、年々増加しており、全児童に占める割合も増加しています。

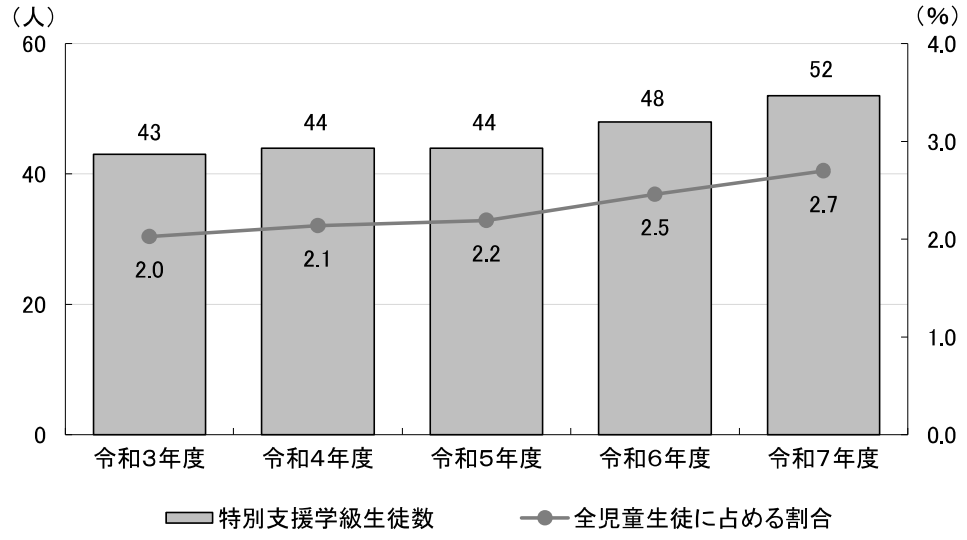
特別支援学級数（中学校）の生徒数も、年々増加しており、全生徒に占める割合も増加しています。

■特別支援学級（小学校）の児童数の推移



資料：福祉課

■特別支援学級数（中学校）の生徒数の推移



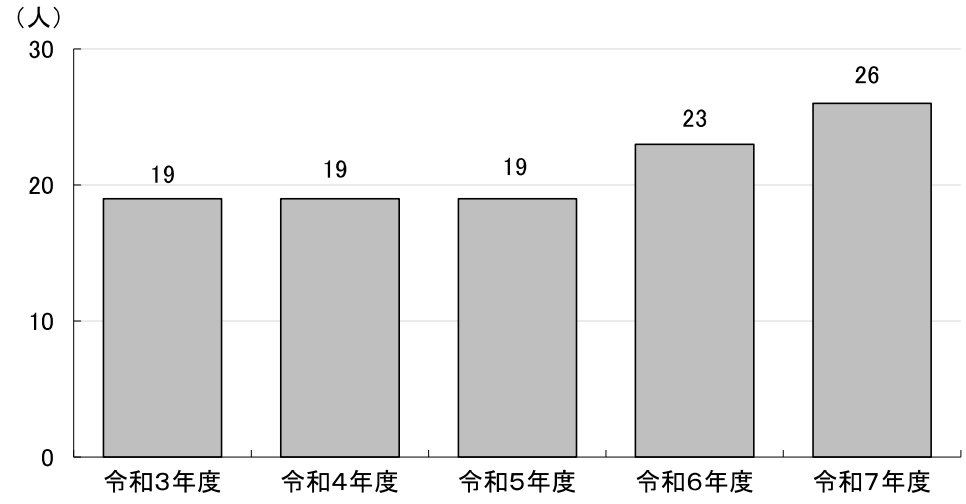
資料：福祉課

（２）特別支援学校

特別支援学校（初等部）の児童数は、令和５（2023）年までは横ばいで推移していましたが、令和６（2024）年から増加し、19～26 人程度で推移しています。

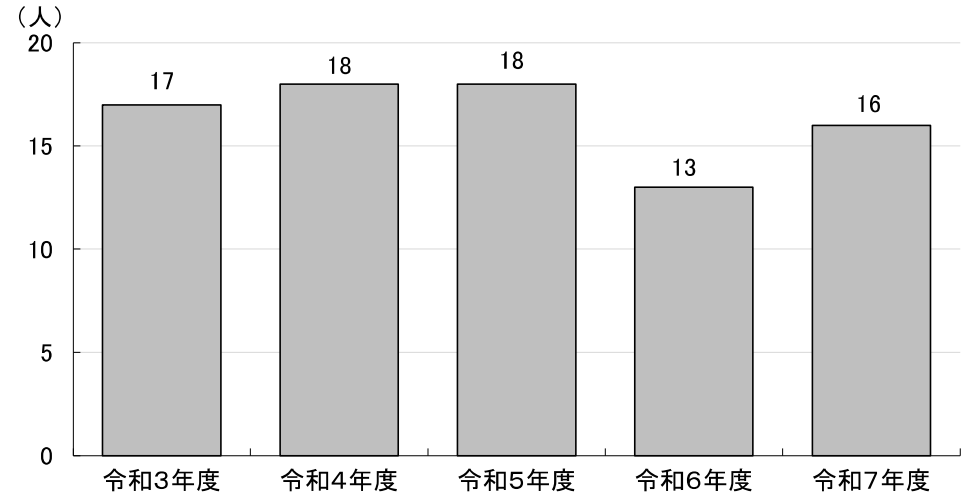
特別支援学校（中等部）の生徒数は、年度によって増減し、13～18 人程度で推移しています。

■特別支援学校（初等部）の児童数の推移



資料：福祉課

■特別支援学校（中等部）の生徒数の推移



資料：福祉課

4 前回計画の目標の達成状況

【障害福祉計画】

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数の削減数と、施設入所から地域生活へ移行する人数は目標を達成していません。

項　目	数値	現状値（令和７年度）
令和４年度末の施設入所者数	35 人	
施設入所者	【目標値】 31 人	35 人
施設入所者の削減数	【目標値】 ２人	０人
施設入所から地域生活へ移行する人数	【目標値】 ３人	０人

（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数は目標を達成していません。

区　分	目標（令和８年度）	現状（令和７年度）
地域生活支援拠点等の設置か所数	１か所	１か所
コーディネーターの配置数	１か所	１か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年３回	年１回
強度行動障害を有する障害者への支援体制の整備【新規】	有	有

（３）福祉施設から一般就労への移行など

福祉施設から一般就労への移行などについては、就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行者数及び就労定着支援事業利用者数以外は、目標を達成できていません。

区　分		目標（令和８年度）	現状（令和７年度）
①就労移行支援事業等から一般就労への移行者数		26 人	17 人
	ア就労移行支援事業からの移行者数	16 人	９人
	イ就労継続支援 A 型事業からの移行者数	６人	３人
	ウ就労継続支援 B 型事業からの移行者数	４人	５人
②一般就労移行者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合		65%	0%
③就労定着支援事業利用者数		９人	13 人
④就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所数の割合		100%	0%

（４）相談支援体制の充実・強化等

すべての項目において、目標を達成しています。

区　分	目標（令和８年度）	現状（令和７年度）
基幹相談支援センターの設置	有	有
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有	有

（５）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

目標を達成しています。

区　分	目標（令和８年度）	現状（令和７年度）
障害福祉サービス等の質の確保	確保	確保

【障害児福祉計画】

（６）障害児支援の提供体制の整備等

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保については、市内に確保という目標を設定していましたが、現状として目標を達成できていません。

項　目	目標（令和８年度）	現状（令和７年度）
①児童発達支援センターの設置	市で設置継続※	市で設置継続※
②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	市内に確保	設置済
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	引き続き市内確保に向け民間事業所に働きかけを実施	０
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内に確保	確保済
⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市で設置継続	設置済
⑥医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	市内に３人を維持	３人配置済

※中核的な支援機能を有する体制を整備済

5 障害福祉サービスの提供状況

※令和８年度の実績については、８月時点の状況に基づき記載しています。

（１）訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者等が在宅でより生活しやすくするためのサービスです。

重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんでした。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ時間）

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	人	100	91	102	84	104	104
	時間	2,480	2522	2,529	2,510	2,579	2,576
	平均時間数	24.8	27.7	24.8	29.8	24.8	24.7
重度訪問介護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	425	303	425	289	425	316
	平均時間数	425	303	425	289	425	316
同行援護	人	5	5	5	5	5	7
	時間	32	40	32	38	32	49
	平均時間数	6.4	8.0	6.4	7.6	6.4	7.0
行動援護	人	1	1	1	0	1	0
	時間	7	4	7	0	7	0
	平均時間数	7.0	4.0	7.0	0.0	7.0	0.0
重度障害者等包括支援	人	1	0	1	0	1	0
	時間	425	0	425	0	425	0
	平均時間数	425	0	425	0	425	0

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者等の昼間の活動を支援するサービスです。

就労移行支援については、令和６（2024）年度で利用者数、利用延べ日数で計画値を上回っています。就労継続支援（Ｂ型）については、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度まで利用者数及び利用延べ日数ともに計画値を上回っています。療養介護については、令和６（2024）年度及び令和７（2025）年度で利用者数が計画値を上回っています。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ日数）

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	人	185	167	187	164	189	161
	日	3,668	3,252	3,707	3,214	3,747	3,152
	平均日数	19.8	19.4	19.8	19.5	19.8	19.5
自立訓練（機能訓練）	人	1	0	1	0	1	0
	日	23	0	23	0	23	0
	平均日数	23.0	0	23.0	0	23.0	0
自立訓練（生活訓練）	人	3	2	3	1	3	1
	日	65	18	65	5	65	4
	平均日数	21.7	9.0	21.7	5.0	21.7	4.0
就労選択支援	人	－	－	1	1	1	1
	日	－	－	5	2	5	4
	平均日数	－	－	5.0	2.0	5.0	4.0
就労移行支援	人	25	27	27	26	29	28
	日	442	466	477	436	513	507
	平均日数	17.7	17.2	17.7	16.7	17.7	18.1
就労継続支援（Ａ型）	人	59	57	62	64	65	67
	日	1,179	1,141	1,239	1,235	1,299	1,253
	平均日数	20.0	20.0	20.0	19.2	20.0	18.7
就労継続支援（Ｂ型）	人	174	204	192	225	211	237
	日	3,060	3,437	3,376	3,892	3,710	4,217
	平均日数	17.6	20.0	17.6	17.2	17.6	17.7
就労定着支援	人	16	11	18	10	20	12
療養介護	人	14	15	15	16	16	16
短期入所（福祉型）	人	45	32	45	32	45	32
	日	151	109	151	118	151	116
	平均日数	3.6	3.4	3.6	3.6	3.6	3.6
短期入所（医療型）	人	4	3	5	1	6	1
	日	32	13	40	11	48	11
	平均日数	8.0	4.3	8.0	11.0	8.0	11.0

（３）居住系サービス

居住系サービスは、入所施設で住まいの場を提供するサービスです。

自立生活援助については利用実績がありませんでした。共同生活援助は実績値が計画値を上回っています。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ日数）

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人	64	76	67	90	70	95
施設入所支援	人	34	31	33	28	32	27

（４）相談支援

相談支援サービスは、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

計画相談支援、地域移行支援では実績値が計画値を下回っています。地域定着支援については利用実績がありませんでした。

（単位：１月あたりの利用者数）

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人	80	78	86	84	92	78
地域移行支援	人	2	0	2	1	2	1
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

（５）相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談機関との連携強化のための取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証実施回数については目標を達成しています。その他の項目については、目標を達成していません。

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	3	2	3	12	3	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	2	0	2	4	2	4
地域の相談機関との連携強化のための取組の実施回数	回	14	15	14	15	14	16
個別事例の支援内容の検証実施回数	人	2	12	2	3	2	12
主任相談支援専門員の配置人数	人	3	2	3	2	3	2

②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等については、専門部会の設置数及び専門部会実施回数について計画値を上回り、目標を達成しています。

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	10	3	0	3	10	4
参加事業者・機関数	－	85	24	85	24	85	24
専門部会の設置数	－	5	11	5	11	5	11
専門部会実施回数	回	10	16	10	16	10	16

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数については、実績値が計画値を下回っています。

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加	回	3	1	3	1	3	1
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	－	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数	回	12	1	12	1	12	1

（７）発達障害者等に対する支援

①ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等

ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援については、ピアサポーターの人数以外について目標を達成できていません。

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の年間受講者数	人	18	2	18	2	18	2
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の実施者数	人	6	0	6	0	6	0
ペアレント・メンターの人数	人	10	0	10	0	10	0
ピアサポーターの人数	人	11	13	11	13	11	13

（８）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数については、令和８（2026）年度に目標を達成しています。保健、医療（精神科・精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数）については、保健、介護の区分で令和８（2026）年度に目標を達成しています。また、保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数についても、令和８（2026）年度に目標を達成しています。

区分			令和６年度		令和７年度		令和８年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
精神障害者の地域移行支援の利用者数		人	2	0	2	1	2	0
精神障害者の地域定着支援の利用者数		人	1	0	1	0	1	0
精神障害者の共同生活援助の利用者数		人	13	0	13	0	13	0
精神障害者の自立生活援助の利用者数		人	1	0	1	0	1	0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数		人	1	0	1	0	1	0
地域移行に伴う基盤整備量			令和８年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量：２人					
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		回	1	0	1	0	1	14
保健、医療（精神科・精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数）	保健	人	1	0	1	0	1	1
	福祉	人	10	0	10	0	10	3
	介護	人	1	0	1	0	1	2
	精神医療	人	2	0	2	0	2	0
	精神科以外医療	人	1	0	1	0	1	0
	当事者	人	1	0	1	0	1	0
	家族等	人	1	0	1	0	1	0
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	協議の場の目標	－	精神障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実					
		－	個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の推進					
		－	あおみＪセンターと連携した、家族懇談会の開催等の支援の充実					
	協議の場の実施回数	回	1	1	1	1	1	2

（９）障害児通所支援事業

障害者通所支援事業は、障害児が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、年齢や障害特性に応じた専門的な支援を提供するサービスです。

児童発達支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置、令和７（2025）年度及び令和８（2026）年度の障害児相談支援については、実績値が計画値を上回っています。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ日数、配置数）

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	人	86	78	86	95	86	103
	日	430	514	430	560	430	613
	平均日数	5.0	6.5	5.0	5.8	5.0	5.9
放課後等デイサービス	人	307	264	322	286	338	307
	日	1,774	2,312	1,860	2,602	1,953	2,830
	平均日数	5.8	8.7	5.8	9.0	5.8	9.2
保育所等訪問支援	人	120	133	130	147	140	174
	日	120	133	130	147	140	174
	平均日数	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1	1	1	1
	日	7	3	7	3	7	3
	平均日数	7.0	3.0	7.0	3.0	7.0	3.0
障害児相談支援	人	45	45	47	51	49	50
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置	人	2	3	2	3	2	3

（10）子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業では、障害の有無に関わらず、児童が共に成長できるよう、保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行います。利用者数は、令和６（2024）年度では、幼稚園、にじの学園、早期療育親子支援事業（のんのん）で実績値が計画値を上回っています。令和７（2025）年度では、保育所、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、にじの学園で実績値が計画値を上回っています。令和８（2026）年度では、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）で実績値が計画値を上回っています。

（単位：１年あたりの利用者数）

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
保育所	人	99	78	99	102	99	91
幼稚園	人	65	71	65	72	65	62
認定こども園	人	19	18	19	17	19	30
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人	124	122 （3 月末）	124	127 （3 月末）	124	160 （9 月末）
にじの学園	人	16	23	16	28	16	18
早期療育親子支援事業（のんのん）	人	41	51	41	39	41	37

（11）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態により実施するサービスです。

利用者数は、日常生活用具給付等事業のうち、排泄管理支援用具、生活訓練等事業で計画値を上回っています。開催回数では、巡回支援専門員整備事業のすべての項目において計画値を上回っています。

（単位：１月あたりの利用者数、１月あたりの延べ時間）

区分		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	か所	2	2	2	2	2	2
自発的活動支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
コミュニケーション支援事業							
手話通訳設置事業	人	7	8	7	4	7	6
手話通訳者派遣事業	人	22	17	22	48	22	50
要約筆記者派遣事業	人	1	0	1	0	1	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	7	7	7	6	7	7
自立生活支援用具	件	9	6	9	6	9	5
在宅療養等支援用	件	26	14	32	6	40	5
情報・意思疎通支援用具	件	5	4	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件	1,222	1,223	1,222	1,318	1,222	1,315
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	0	1	1	1	1

区分			令和６年度		令和７年度		令８年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修事業		か所	7	6	8	10	9	10
移動支援事業		人	125	80	131	77	137	86
		時間	1,116	1,034	1,170	1,083	1,223	1,103
地域活動支援センター事業		人	14	12	14	10	14	9
		日	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業		人	14	8	16	11	18	12
		日	67	45	79	59	89	56
生活訓練等事業		人	6	10	6	12	6	10
日中一時支援事業		人	158	133	160	116	162	121
		日	241	230	245	281	250	254
巡回支援専門員整備事業	巡回支援	回	35	40	35	102	35	98
	支援者向け講習会	回	10	11	10	17	10	11
	保護者向け講習会	回	12	18	12	9	12	9
	発達相談	回	250	686	250	981	250	780
レクリエーション等活動等支援事業		人	85	51	85	36	85	56
芸術文化活動振興事業		人	70	39	70	49	70	47
声の広報発行事業		人	7	4	7	4	7	4
奉仕員養成研修事業		人	9	8	9	7	9	8
複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業		人	7	3	7	1	7	3
補装具費給付事業			100	93	105	103	110	105

6 アンケート結果の概要

本計画の改定にあたり、障害福祉に関する現状や課題などを把握し計画策定にいかすため、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

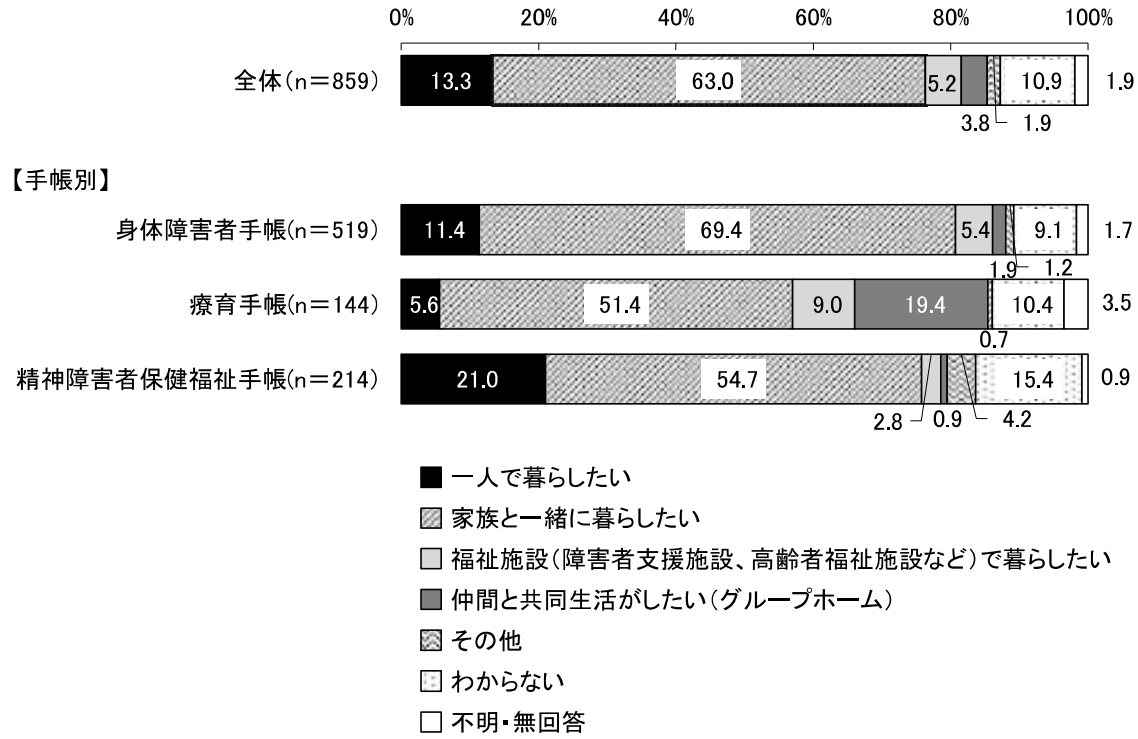
対象者	調査期間	調査対象数	調査手法	回収率
障害当事者 （18 歳以上）	令和８年 ４月 28 日～ ５月 15 日	1,700 件	郵送配布、 郵送回収、 ＷＥＢ回答	50.5%
障害児通所支援事業利用者（18 歳未満）		300 件		60.3%

※障害当事者（18 歳以上）を「障害者」、障害児通所支援事業利用者（18 歳未満）を「障害児」とします。

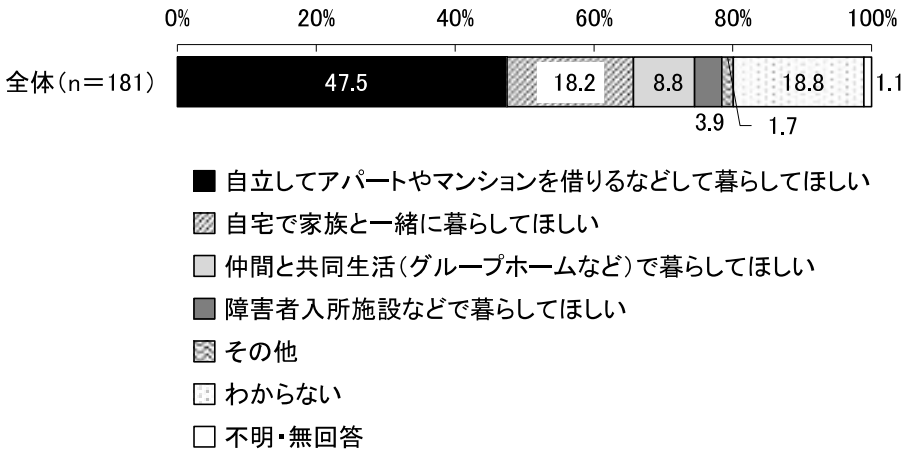
（１）暮らしや生活支援について

今後の暮らしの意向について、障害者全体で「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、次いで、「一人で暮らしたい」となっています。手帳別でみると、療育手帳所持者で「福祉施設（障害者支援施設、高齢者福祉施設など）で暮らしたい」、「仲間と共同生活がしたい（グループホーム）」が他と比べて高くなっています。障害児では、「自立してアパートやマンションなどを借りるなどして暮らしてほしい」が最も高く、次いで「自宅で家族と一緒に暮らしてほしい」となっています。

■今後の暮らしの意向（障害者）

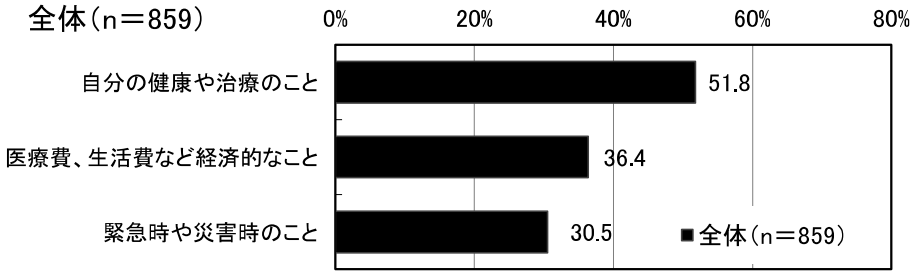


■今後の暮らしの意向（障害児）

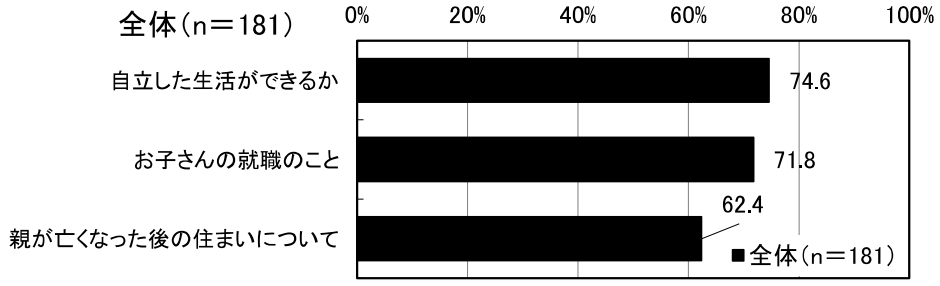


悩みごとについて、障害者で「自分の健康や治療のこと」が最も高く、次いで「医療費、生活費など経済的なこと」、「緊急時や災害時のこと」となっています。障害児では、「自立した生活ができるか」が最も高く、次いで「お子さんの就職のこと」、「親が亡くなった後の住まいについて」となっています。

■悩みごと：上位３位（障害者）



■悩みごと：上位３位（障害児）



※障害者と障害児では選択肢が異なっています。

障害福祉サービスの今後の利用意向は、障害者で「計画相談支援」が最も高く、次いで「短期入所」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」となっています。障害児では、「放課後等デイサービス」が最も高く、次いで「就労選択支援」、「障害児相談支援」となっています。

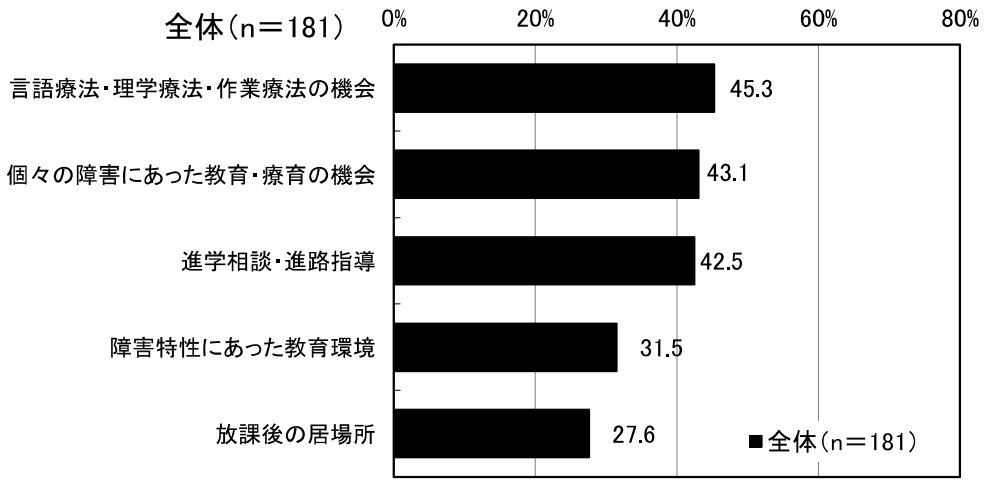
■障害福祉サービスの今後の利用意向（上位３位）

	障害者 (n=859)	障害児 (n=181)
1	計画相談支援 （37.6%）	放課後等デイサービス （81.8%）
2	短期入所 （36.2%）	就労選択支援 （61.3%）
3	自立訓練（機能訓練・生活訓練） （33.6%）	障害児相談支援 （59.1%）

（２）障害児支援について

今後、障害のある子どもの支援について充実させてほしいものについて、「言語療法・理学療法・作業療法の機会」が最も高く、次いで「個々の障害にあった教育・療育の機会」、「進学相談・進路指導」となっています。

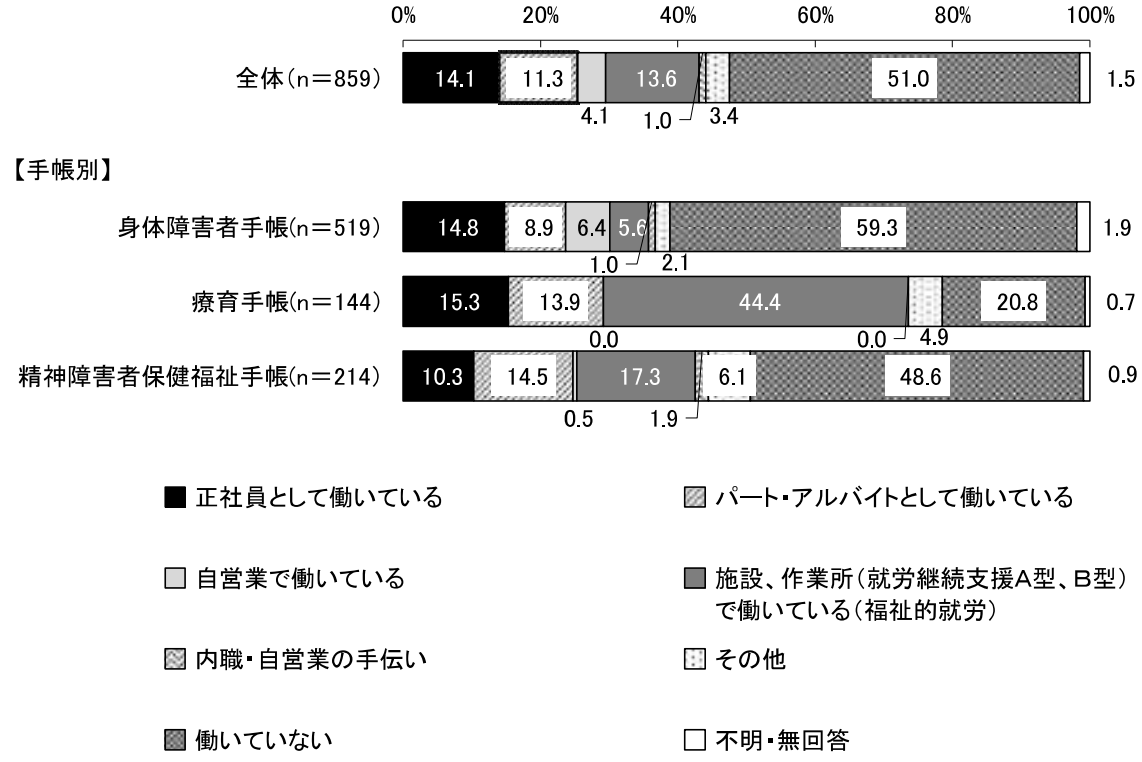
■障害児支援について今後充実させてほしいもの（上位５位）



（３）就労について

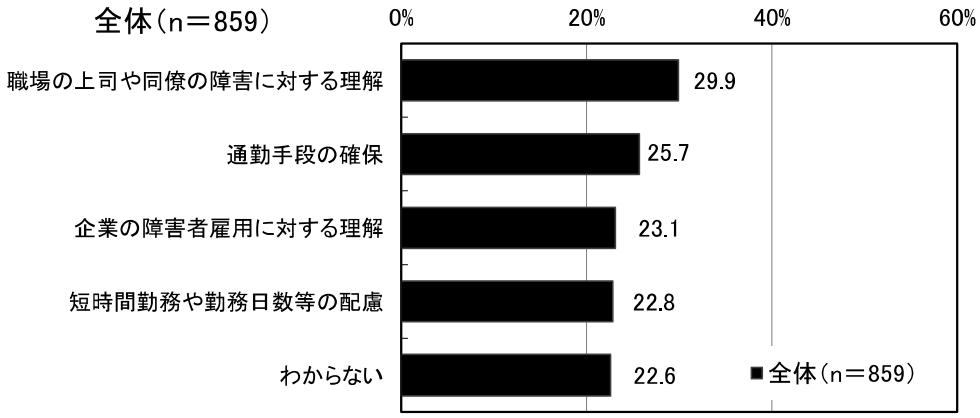
収入を得る仕事の状況は、障害者全体で、「働いていない」が最も高くなっています。手帳別でみると、療育手帳所持者で「施設、作業所（就労継続支援Ａ型、Ｂ型）で働いている（福祉的就労）」が他と比べて高くなっています。

■収入を得る仕事の状況



就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」が最も高く、次いで「通勤手段の確保」、「企業の障害者雇用に対する理解」となっています。

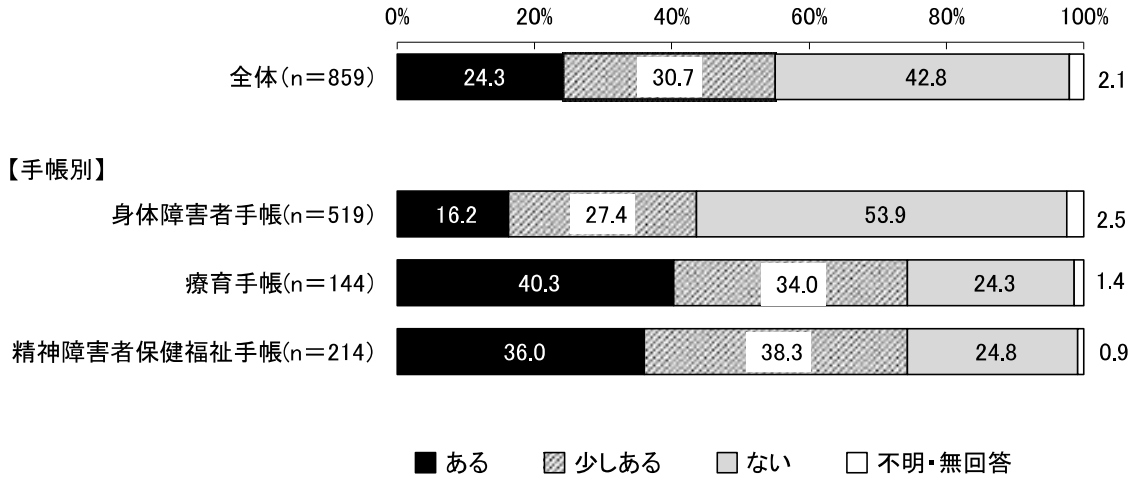
■就労支援として必要なこと（上位５位）



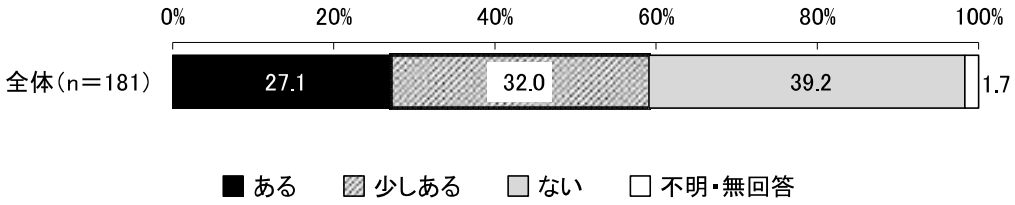
（４）障害理解や地域共生について

障害があることで嫌な思いをすることは、障害者全体で、『ある』が５割台、「ない」が４割台となっています。手帳別でみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で『ある』が他と比べて高くなっています。障害児では、『ある』が約６割、「ない」が約４割となっています。

■障害があることで嫌な思いをすること（障害者）

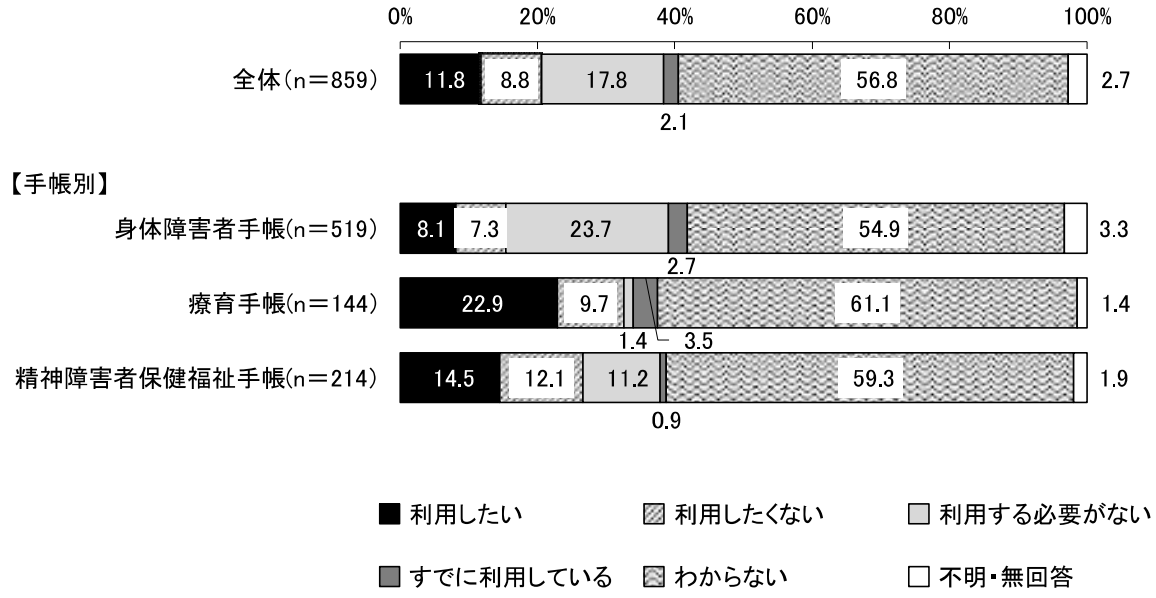


■障害があることで嫌な思いをすること（障害児）

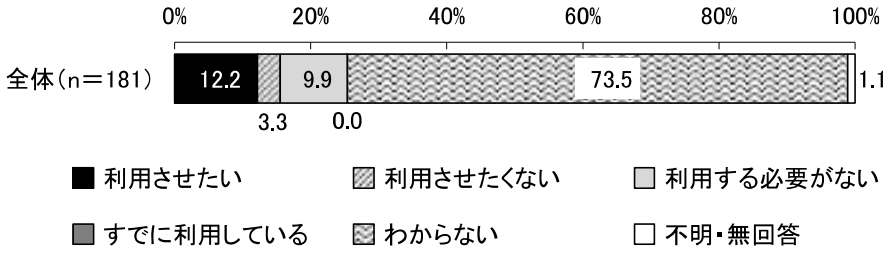


成年後見制度の利用意向について、障害者全体で、「わからない」を除くと、「利用する必要がない」が最も高くなっています。手帳別でみると、療育手帳所持者で「利用したい」が２割台と、他と比べて高くなっています。障害児では、「わからない」を除くと「利用させたい」が１割台となっています。

■成年後見制度の利用意向（障害者）



■成年後見制度の利用意向（障害児）



（５）障害福祉施策全般について

障害者福祉施策で重点的に取り組んでほしいことは、障害者で「手当などの経済的な援助の充実」が最も高く、次いで「災害時の支援」、「相談しやすい窓口の設置」となっています。障害児では、「障害のある人の就労支援」が最も高く、次いで「手当などの経済的な援助の充実」、「毎日の生活を手助けするサービスの充実」となっています。

■障害者福祉施策で重点的に取り組んでほしいこと（上位３位）

	障害者 （n=859）	障害児 （n=181）
1	手当などの経済的な援助の充実 （33.1%）	障害のある人の就労支援 （43.6%）
2	災害時の支援 （26.9%）	手当などの経済的な援助の充実 （36.5%）
3	相談しやすい窓口の設置 （25.0%）	毎日の生活を手助けするサービスの充実 （28.2%）

7 ヒアリング結果の概要

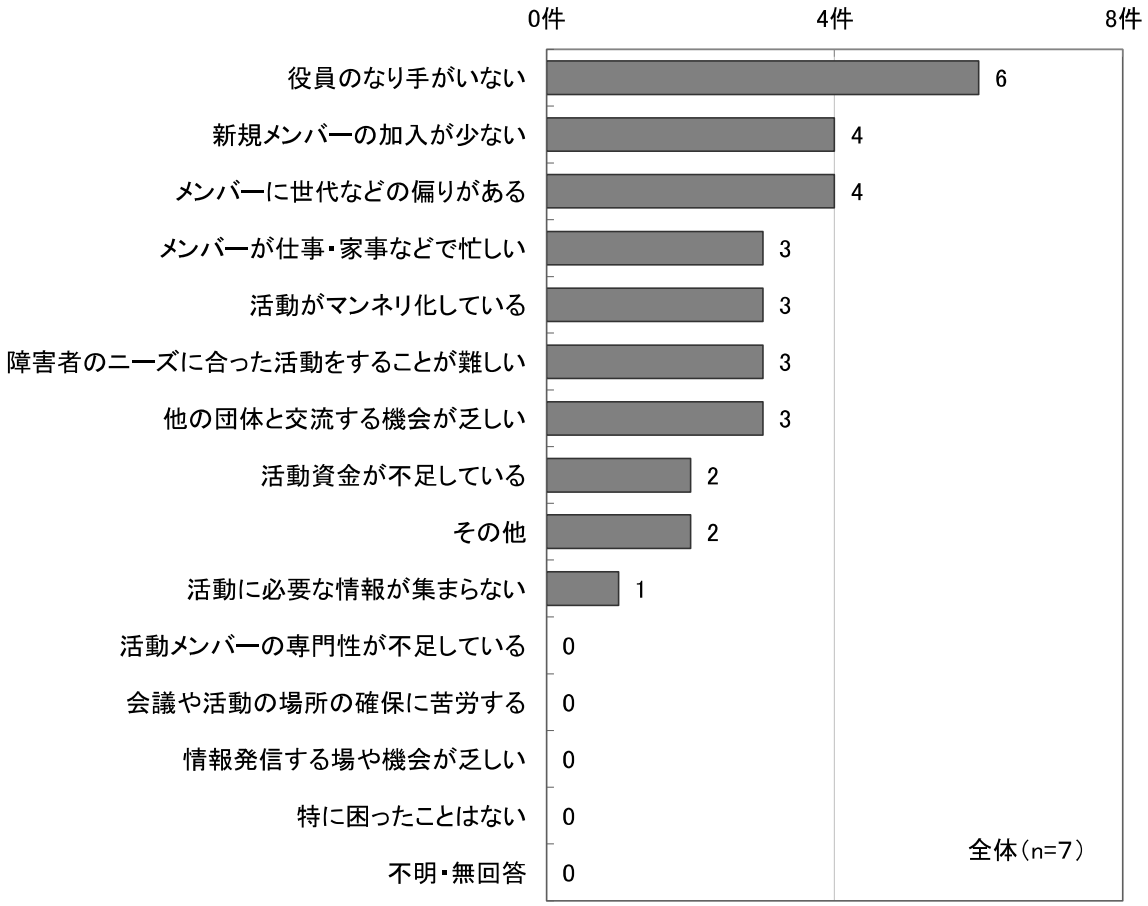
「へきなん障害者ハーモニープラン」の改定にあたり、当事者や支援者により近い視点から障害福祉に関する現状や課題などを把握し、施策検討、計画策定にいかすためヒアリング調査を実施しました。

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
碧南市内で活動する障害者福祉に関する団体、事業所等	令和８年 ５月 15 日～ ５月 29 日	９団体 44 事業所	ヒアリングシートの 直接配布、直接回収

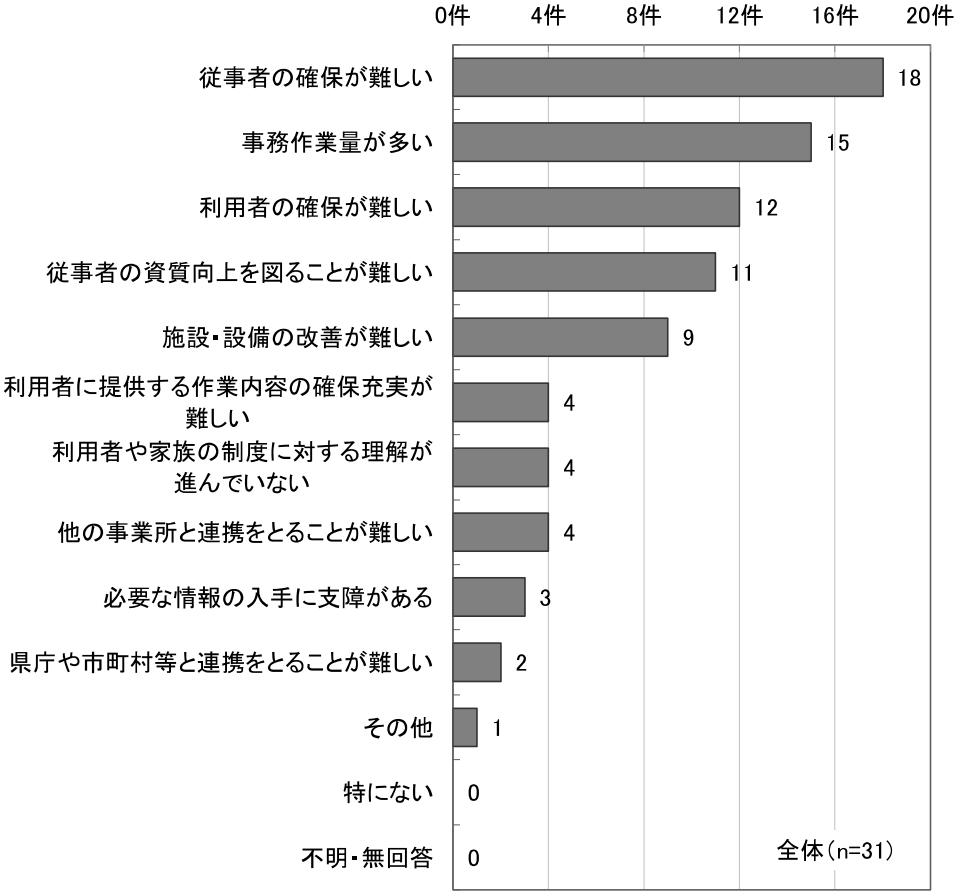
（１）団体活動について（団体への調査）

団体が活動するにあたっての課題や問題点は、「役員のなり手がいない」が最も高く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」、「メンバーに世代などの偏りがある」となっています。半分以上の団体で、役員のなり手がいないことが課題となっています。

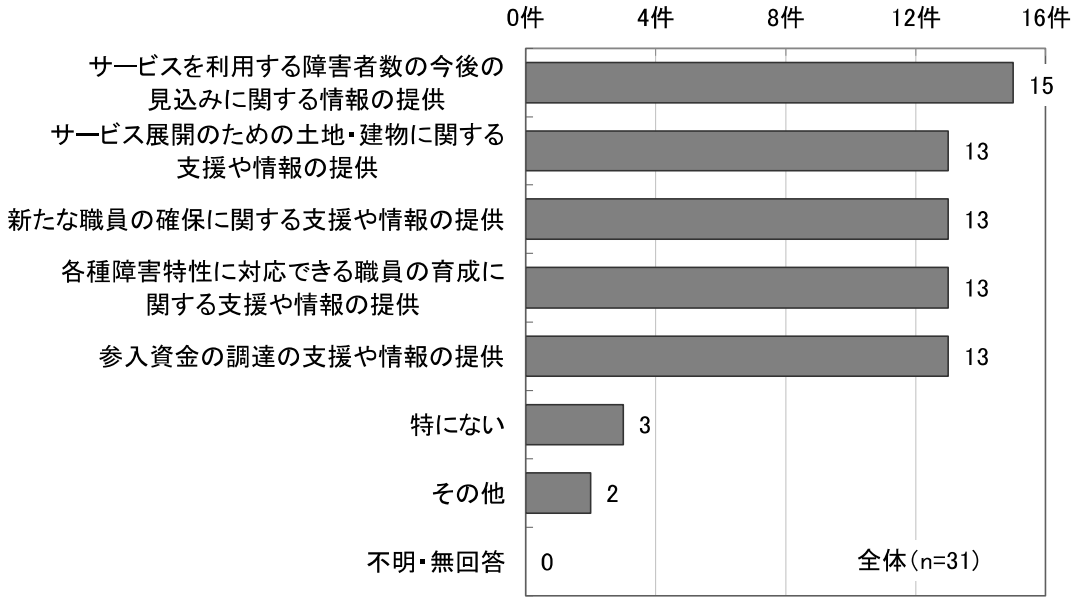


（２）事業所の運営について（事業所への調査）

円滑な事業運営を進めていく上での問題は、「従事者の確保が難しい」が最も高く、次いで「事務作業量が多い」、「利用者の確保が難しい」となっています。人材の確保が多くの事業所の課題となっています。



今後、事業所の新規参入や定員の拡充などのため行政として必要なことは、「サービスを利用する障害者数の今後の見込みに関する情報の提供」が最も高く、次いで「サービス展開のための土地・建物に関する支援や情報の提供」、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」となっています。



（３）不足しているサービスや支援について（事業所への調査）

〇放課後等デイサービスの利用後の行き先（就労先）が少ない。

〇事業所、自治体との情報共有。世代や状態の変化で、利用するサービスが変わる際のアセスメントの取り直しになる事が課題と考える。

〇車椅子の方でも出来る事はたくさんあるが、実際は排泄の援助等で受け入れが難しい。当事業所では受け入れしているが、加算もなく、スタッフが一人その方にかかりきりになってしまう現状があるので、他施設では受け入れが難しいのではないかと思われる。

〇移動支援について、人件費と単価のバランスが悪く、収支が取れない事もあり、積極的に受け入れ可能な事業所の減少につながっていると思う。

〇サービス利用を希望される方に対する受給者証発行までのスピード感が不足している。対応する人員の多忙が原因かと思われる。

〇重度な方も受け入れられるグループホーム。

〇高齢者の方の移動に関するサービス。

〇日中一時（土日）のサービスを利用したい方が大勢いるが、人件費の上昇（最低賃金の引き上げや給料アップ）により、市から得られる利用者の単価が低いため、なかなか厳し

い。利用者の利用人数が少ない月は赤字になったりする。
〇土日の余暇支援が不足している。移動支援、日中一時支援の報酬単価が安く、人件費とのバランスが取れない。

（４）分野別の課題について（団体への調査）

①　保健・医療について

○昔と比べて相談機関や療育も充実しているように感じる。分かりづらい障害のある子どもは対応が難しく、不登校の人数が増えているが、そのような子ども達への早期対応を考えていけると良い。

②　生活環境の整備について

〇災害時の避難所について、体育館だけでなく、あらかじめ福祉的に利用できるスペースについて考えてもらえると有難い。

③　相談・情報提供について

〇支援体制等は大分充実してきているように感じるが、防災など会議などでよく個人情報保護法の件があり、障害のある人が自分の地域にどのくらいいるのか、地域の方が興味を示してくれても話が進まないことが多々あるので、何か良い方法を考えたい。

④　住まい・住宅の確保について

〇グループホーム等の施設も不足していると感じているが、人手も足りていないと感じるので、住まいの確保以前に、働いてくれる人手を増やすことを考えた方が良いのではと思う。

⑤　雇用・就労について

〇障害者に対する理解を深めてもらう機会は必要だと思う（どのようなことができるのか等）。体験会等も以前開催されていたと思うが、企業の方に知ってもらうこと、興味を持ってもらう取り組みができたら嬉しい。

⑥　災害時の支援について

〇なるべく避難所ではなく、別の方法で避難（身の安全を守る）することを考えてもらうように会のメンバーには伝えているが、個人的に、避難所の中での支援体制を整えるように活動している。発災後のサービスについては、自分達でできる限り備えられるように伝えいきたいと思う。
〇大勢の人が同一場に避難した場合、重度障害者が不自由をする。ダンボールのトイレは使

えないだろう。一刻も早い福祉避難所への移送をお願いしたい。

⑦　障害への理解と交流について

〇個人的に障害者への理解を求める為に、各地域の防災の会議へ出席している。なるべく地域の活動に顔を出し、地域とのつながりを作って行こうと考えている。

⑧　教育・保育について

〇進路相談や就労相談など、会で講習や施設見学を企画できると良いと思うが、新しくできる事業所等があったら、親の会にも情報を共有してもらえるシステムがあるとありがたい。

⑨　スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動について

〇いろいろと参加できるものがあれば情報をいただきたい。

8 前回計画の評価

前回計画の取り組みを評価するため、各施策や計画内容について、関係課及び社協に調査を実施し、進捗状況を把握しました。評価の判定区分はＡ～Ｄの４段階となっており、以下のような内容となっています。

■評価の判定区分

A	順調に進んでいる
B	概ね順調だが、改善の余地あり
C	事業の大幅な改善が必要
D	実施していない

基本目標１　生活支援

Ａ評価が 90.9%、B 評価が 9.1%となっています。

［方向性１　相談支援の充実］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・身近な相談窓口体制の整備としては、碧南市障害者相談支援事業や相談支援事業所との連携により、全障害に対応した総合した相談支援を行うとともに、基幹相談支援センターを中心とした他機関等との連携、障害特性に対する専門的な相談対応などを行いました。（福祉課）

・相談支援体制の強化としては、基幹相談支援センターを中心として各関係機関との連携や、困難ケース等に対する専門的な相談対応を行い、また相談支援事業所情報交換会や個別のケース会議などの機会を用いて、地域課題の把握に努めました。（福祉課）

［方向性２　地域生活を支援するサービスの提供］

Ａ評価が 80.0%、B 評価が 20.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・障害福祉サービス等の充実としては、障害福祉サービス等利用計画を精査し適切なサービス提供を確認するとともに、障害福祉サービス事業所への制度に関する問い合わせ対

応や実地指導を行いました。（福祉課）

【Ｂ評価】

・新規の地域密着型サービスの指定において共生型サービスの指定はなかったため、今後も情報収集に努めながら、適切なサービスの提供をしていきます。（福祉課）

［方向性３　情報バリアフリー、意思疎通支援の推進］

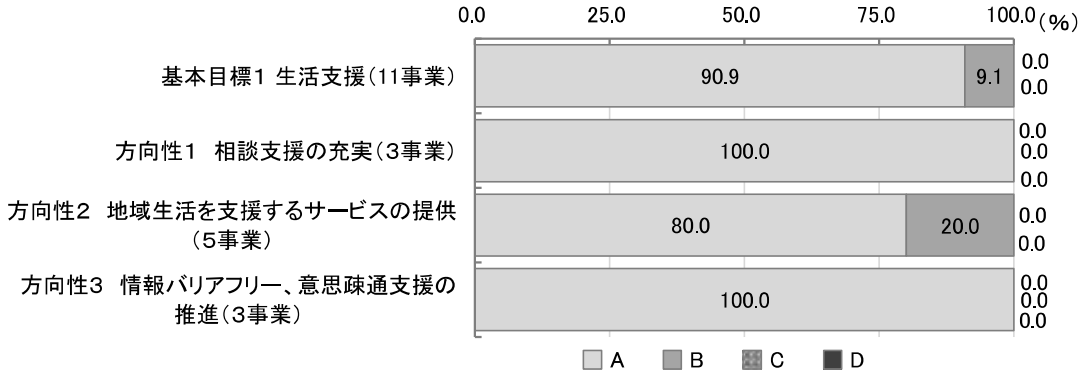
Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・手話通訳者等の設置事業や派遣事業を行い、コミュニケーションの支援を行うとともに、社会福祉協議会への委託事業や、高浜市との共同開催による委託事業として、手話通訳者の育成のための研修講座を実施した。また、聴覚障害者に配慮した「手話リンク」を導入し利便性の向上を図りました。（福祉課）

・誰もが使いやすい情報の提供については、障害の特性や年齢を考慮し、文書は平易な内容で記載し文字サイズに配慮する等を行っています。また、ホームページの充実を基に、広報紙での市政情報の発信に加え、幅広い世代で利用されているＬＩＮＥでも情報発信を行っています。（福祉課・秘書課）

■基本目標１の評価



基本目標２　保育・教育

Ａ評価が 100.0%となっています。

［方向性１　障害等の早期発見と障害児支援の推進］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・各種健診や相談の実施については、子どもの発達が気になる保護者に対し、心理士、言語聴覚士、作業療法士の発達相談を実施し、子どもと保護者への支援の充実と保健センターや各園、学校等の関係機関との連携を図りました。発達が気になる子に対し、早期療育親子支援事業にて保護者への子ども理解への支援を実施し、必要に応じ、にじの学園や福祉サービスへとつなげました。また、乳幼児健康診査の実施および健診後の電話、訪問等による相談や教室を実施し、必要に応じてこども課等関係機関と連携を図り、早期療育へとつなぎました。（福祉課・こども課・健康課）

・障害児通所支援事業等の実施については、障害児支援利用計画等を精査し適切なサービス提供を確認するとともに、障害児通所支援事業所への制度に関する問い合わせ対応や実地指導を行いました。また、相談支援事業所情報交換会や個別のケース会議などの機会を用いて、地域課題の把握と体制整備を実施しました。（福祉課）

・児童発達支援センターの確保・充実については、こども部会において、障害児に対する支援施策や生活環境に関する課題についての検討を行うこととしています。また、障害福祉施設の開設等経費の補助事業を実施していますが、令和７（2025）年度には補助事業を活用した開設はありませんでした。今後は補助事業を活用した開設が増えるよう、広く周知に努めます。（福祉課）

・保護者支援の充実については、発達相談の他、子育てに困り感を持つ保護者に対し、ペアレントプログラムを実施しました。発達が気になる子どもを持つ保護者に対し、環境調整支援についての研修会を実施ました。（こども課）

［方向性２　特別支援教育の推進］

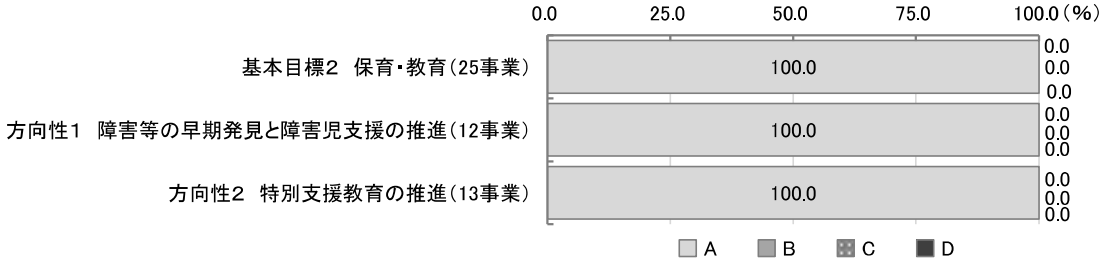
Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・インクルーシブ教育の実施については、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、教育環境における合理的配慮の推進を図りました。また、通級指導教室の周知を図り、理解を促しました。加えて、特別支援学級児童生徒が通常学級で授業を行う交流を、個々の実情に応じて計画、実施し、共に学ぶ環境の整備を進めました。通級指導教室が全中学校で開設されました。（福祉課・学校教育課）

・個別の指導計画等の作成については、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、また各学校に対しサービス利用者の情報の共有を図り、地域の学校等における障害児への支援や、保護者への相談体制の充実を図りました。（福祉課）
・教育・福祉の連携体制の構築については、障害児相談支援事業やＩＣＦ情報把握・共有システムを使った発達支援普及事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、また各学校に対しサービス利用者の情報の共有を図り、地域の学校等における障害児への支援や、保護者への相談体制の充実を図りました。（福祉課）
・特別支援教育を担う人材の確保・育成については、児童発達支援ネットワーク研修において、合理的配慮についてや、気になる子どもの特徴とその支援、特別なニーズのある子どもへの支援と支援体制づくりのポイントなどについて研修を実施し人材の育成を図りました。学校と連携し、夏休み期間中に多くの教員が受講できるようにしました。（福祉課・こども課）

■基本目標２の評価



基本目標３　保健・医療

Ａ評価が 100.0%となっています。

［方向性１　障害等の早期発見と医療体制の充実］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】
・各種健診や相談の実施については、医療機関や保健所とのケース会議等で連携を図るほか、保健センター等における各種健康診査事業、各学校やこども園等と連携を図り、障害者やその支援者の状況把握、制度案内等相談対応を行いました。加えて、保健センターで実施する健康診査事業（成人・乳幼児）を実施し、結果に応じて受診勧奨および相談支援を実施しました。（福祉課・健康課）

・手当・医療費助成等による医療提供の推進については、自立支援医療の給付事業や障害者医療費助成事業の連携に配慮した事業実施に努めました。引き続き、関係機関との連携を図り、適正な事業実施に努めます。（福祉課・国保年金課）

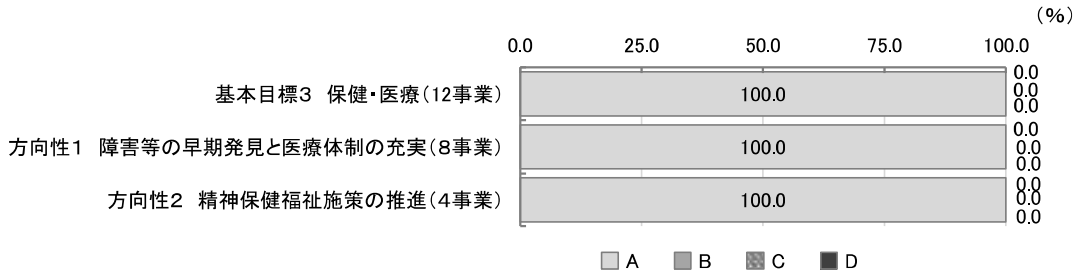
［方向性２　精神保健福祉施策の推進］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、地域生活支援部会にて、精神科の医療機関やグループホーム等の障害福祉サービス事業者により、事例検討などを通して地域課題の検討に努めました。（福祉課）
・長期入院者等の地域生活への移行支援については、地域生活支援部会における検討を進める他、基幹相談支援センターを中心として、地域移行、地域定着支援事業等の活用の可能性のある入院中の方の支援や支援方針の検討を行いました。（福祉課）
・当事者活動、家族会活動等の推進については、碧南高浜地域活動支援センターを支援し、あおみＪセンターによる家族懇談会を、あいくるで隔月開催しました。また発達障害当事者団体の要望に応じ適宜相談支援を実施しました。加えて、当事者活動の周知のため、手帳交付者に関係団体一覧を配布する等の周知を行いました。（福祉課）

■基本目標３の評価



基本目標４　文化・芸術、スポーツ

Ａ評価が 93.8%、Ｄ評価が 6.3%となっています。

［方向性１　活動の推進］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・スポーツ活動の支援については、碧南市スポーツ推進委員を中心に、地域住民のスポーツ活動の支援として「モルック」の体験会を開催するとともに、令和７（2025）年度から

「へきなんモルックフェス」を開催しました。碧南市レクリエーション協会等の協力により、スポーツ／パラスポーツに触れる機会の増加を図るため、令和７（2025）年度に全国レクリエーション大会 in あいち碧南会場を企画・運営しました。（スポーツ課）

・文化芸術活動の支援については、心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや芸術文化の振興につながる各種教室や講座等を実施し、参加者の心身のリハビリ及び趣味を広げ、障害者の社会参加と交流の場の拡大を図りました。（福祉課）

・指導者・ボランティアの確保・育成については、ヘキスポスタッフ、おやじの会、子ども会など多くの関係団体がボランティア活動を実施しています。また、ビーチバレーボールの全国大会やアジア競技大会の予選会、全国レクリエーション大会 in あいち碧南会場など市が主催する大会等において、広くボランティアを募り、ともに大会運営を行うことで、ボランティアの確保・育成を図りました。（生涯学習課・スポーツ課）

［方向性２　環境の充実］

Ａ評価が 100.0%、Ｄ評価が 11.1%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

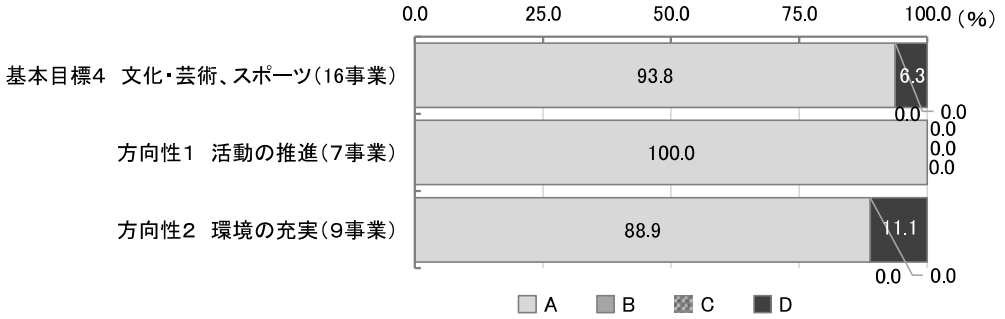
【Ａ評価】

・施設のバリアフリー化については、多くの施設でスロープやバリアフリートイレ等が設置されています。各スポーツ施設は老朽化が進んでいるため、必要に応じて修繕を図っており、その際には、障害の有無等に関わりなく利用できるようにバリアフリー化や、男女・年齢等も問わないユニバーサルデザイン化について検討をしながら進めています。（生涯学習課・スポーツ課）

・講座等への参加の支援については、手話通訳者等派遣事業を行い、コミュニケーションの支援を行うとともに、社会福祉協議会への委託事業や、高浜市との共同開催による委託事業として、手話通訳者の養成・育成のための研修講座を実施しました。また、申し込みに電子申請を導入するなど、負担軽減を進めています。（福祉課・障害学習課）

・図書館の利便性の向上については、サピエ図書館（録音図書のデータベース）の会員登録、音声訳ボランティアの養成講座を実施しており、視覚障害者の方等に対面読書や録音図書の提供をする体制が整っています。また、コミュニケーションボードを設置し、聴覚や言葉が不自由な方への応対もスムーズにできるようにしています。（市民図書館）

■基本目標４の評価



基本目標５　雇用・就労

Ａ評価が 91.7%、Ｂ評価が 8.3%となっています。

［方向性１　就労機会の拡大］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・企業での障害者雇用の促進については、ハローワークや地域若者サポートステーションが行うセミナー等の事業について、周知を行い、定期的に意見交換を行う等の支援を行っています。また、商工会議所が主となり運営している労働基準協会に対して、補助金を交付する形で支援しています。（商工課）

・就労支援サービスの充実については、就労支援部会において、就労系の障害福祉サービス事業所の専門性の向上や工賃向上等に活かせる取り組み、事業所情報の整理や発信について検討を進めるとともに、令和７（2025）年 10 月から始まった「就労選択支援」について、適切なサービス提供がなされるよう理解促進を図りました。また、ＪＣの令和７（2025）年６月例会に参加し、障害福祉サービスの概要説明等を行い、福祉就労への理解促進を図りました。（福祉課）

・就労に向けた相談等の支援の実施については、愛知県における障害者雇用率向上のための文書発出を、ハローワークと市長との共同連盟で行っています。令和７（2025）年度より、地域若者サポートステーションの相談場所として、課の管理する消費者サポートセンターを提供し、相談支援のより円滑な運営に寄与しています。令和６（2024）年度に引き続き、愛知県の事業である女性向け就労相談（ママジョブ愛知就労相談）・ミドルシニア就労相談（生涯現役支援事業）にも協力し、多様な就業機会の窓口を提供しています。（商工課）

［方向性２　多様な就労環境の整備］

Ａ評価が 85.7%、Ｂ評価が 14.3%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・市役所での障害者雇用の促進については、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、職場環境における合理的配慮の推進を図りました。
また、職員採用試験において障害者枠を設け障害者雇用の促進を図りました。令和８（2026）年７月以降に障害者雇用率が市３パーセント、教育委員会２．９パーセントに改められるため、市としてより一層の障害者雇用が求められます。（福祉課・秘書課）

・農福連携の推進については、市内で農業関係の作業提供を行う障害福祉サービス事業所の状況の把握に努め、事業所に対して県が主催するイベントや研修の情報提供を行いま

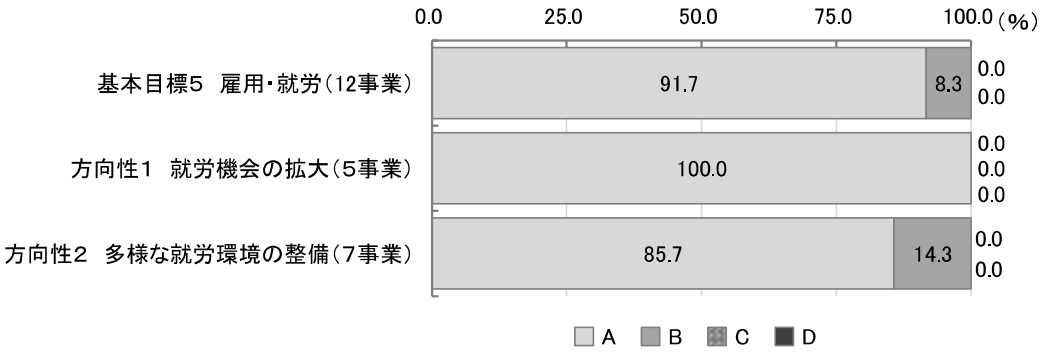
した。また、西三河地域農福連携ネットワーク会議に参加し、近隣市の状況を共有しました。（農業水産課）

・多様な就業機会の確保については、就労支援部会において、就労系障害福祉サービス事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関等の関係者を委員として、障害者の多様な就業機会の促進に向けた検討を行っています。また、商工会議所が行う雇用推進事業に対して、補助金を交付する形で支援している。（福祉課・商工課）

【Ｂ評価】

・農福連携の推進について、令和４（2022）年から愛知県により西三河地域農福連携ネットワーク会議が立ち上げられ、碧南市としても参加しています。また、令和６（2024）年度市内の農業法人が福祉事業所を立ち上げ、障害者の就労機会の増加に繋がることが期待されています。しかし、他の農家による農福連携については農家側が要望する仕事の成果・レベルに至らないケースがあり、依然として課題が残る状況となっています。（農業水産課）

■基本目標５の評価



基本目標６　生活環境

Ａ評価が 100.0%となっています。

［方向性１　ひとにやさしいまちづくり］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・公共施設等のバリアフリー化の推進については、公共施設の改修（小学校のトイレ改修）などにあわせて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に配慮した整備を進めています。また、碧南駅前線について、バリアフリー法に準拠した道路整備を進めています。（建築課・都市計画課）

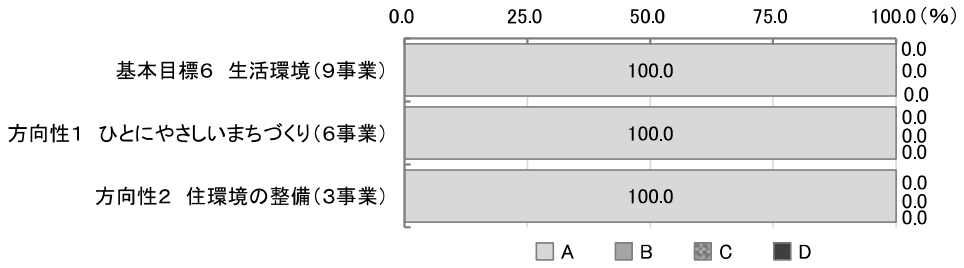
・道路改良の推進については、碧南駅前線の道路拡幅工事において、歩道の設置を含む道路整備を進めています。（都市計画課）
・公共交通機関の利便性の向上については、無料の福祉バスとして、市に見合った経費で巡回バスとして空白地もなく運行を継続できています。また、碧南駅周辺地区の道路整備を実施中で、北新川駅周辺地区のまちづくり基本構想を策しました。（商工課・都市計画課）
・移動に対する支援の実施については、日常生活に必要な移動に課題を持っている障害者に対し支援として、介助者との外出を行う移動支援事業の給付を実施する他、福祉有償運送事業や福祉タクシー料金助成事業を行いました。（福祉課）

［方向性２　住環境の整備］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】
・グループホームの整備については、障害福祉サービス事業所の開設に資する各種補助事業の活用の推進を行います。また、福祉資源に対する課題の現状把握を図りました。（福祉課）
・住宅改善への支援については、身体障害者の居宅をバリアフリー化等とする日常生活用具給付事業にて住宅改修事業や移動・移乗支援用具を実施しています。（福祉課）
・住宅の確保・整備については、市営住宅で高齢者向け、障害者向け住宅を整備し、優先入居及び家賃の減免を実施しています。民間賃貸住宅の活用は、建築課ホームページからセーフティネット住宅の検索サイトに移動できるようにしています。（建築課）

■基本目標６の評価



基本目標７　防災・防犯

Ａ評価が 71.4%、Ｂ評価が 28.6%となっています。

［方向性１　地域の防犯対策の充実］

Ａ評価が 60.0%、Ｂ評価が 40.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・避難行動要支援者台帳の整備と活用促進については、月次で名簿状況の確認を行い、最新の状態に保たれています。また、名簿情報提供同意者の情報提供を支援者へ行っています。個別避難計画についても、要支援者名簿を基に相談支援事業所と連携のうえ、順次作成を行っています。（福祉課・高齢介護課）
・当事者参加の防災訓練の実施については、災害時支援部会を通じた防災訓練参加への働きかけにより訓練が実施されています。（福祉課）

【Ｂ評価】

・災害時要支援者台帳制度について、自主防災会に説明し、制度の周知を図りました。また、避難行動要支援者名簿を配布し、訓練を通して要配慮者の把握に努めるように依頼していますが、活用できている自主防災会は多くなく、実際の訓練等でより活用しやすくなるよう、丁寧な支援を進めていく必要があります。（危機管理課）
・総合防災訓練は、訓練・体験ブース等を設置し、参加者が自由に回る形式で実施しました。令和７年度は悪天候にも関わらず、令和において最高となる参加者があり、内容もより実践的なものになるよう実施しました。また、障害者災害時支援部会による啓発活動も行っています。引き続き、障害者災害時支援部会への協力を仰ぎながら、総合防災訓練への参加を促す必要があります。（危機管理課）

［方向性２　防災・防犯体制の強化］

Ａ評価が 77.8%、Ｂ評価が 22.2%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・避難所の福祉的整備については、福祉避難所となる障害者施設や庁内関係課と連携し、必要物品の配備を随時検討しています。（福祉課）
・災害時に向けた福祉事業所等の体制整備については、事業所部会において、災害時の利用者の安否確認や連絡体制について検討し、障害福祉サービス事業所と行政が情報共有を行いやすい体制を整備しました。（福祉課）
・緊急時の情報提供体制の整備については、防災行政無線、防災メール、携帯電話を持っていない人向けのサービスを継続的に運用する。また、LINE の普及を背景に、令和７(2025)年１月からは碧南市 LINE 公式アカウントでの防災情報の配信を開始しました。（危機管

理課）

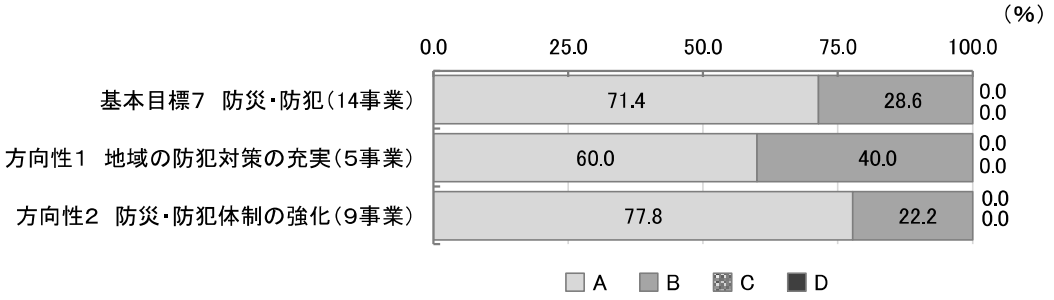
・防犯体制の充実については、市内を６地区に分け、「地域の出来事を自分事に」をスローガンに「地域福祉推進会議（地域住民が話し合う場）」を開催し、継続的に話し合いを重ねており、各地区で様々な事業活動を行うために話し合いを行いました。また、各地区の取組の共有を図るため、６地区合同のシンポジウムを１回開催しています。加えて、地区の自主防犯パトロール団体を中心に徒歩や青色回転灯装備車両を使用したパトロールを行い、パトロール団体を対象に研修会等を開催しています。（福祉課・地域協働課）

【Ｂ評価】

・庁内関係各課等と、備蓄品（ポータブル充電器等の設置）の検討を行い、令和８（2026）年度予算にて、非常用電源がない福祉避難所に配備予定。（危機管理課）

・要配慮者利用施設における津波災害を想定した避難確保計画策定を依頼し、策定支援を実施しました。また、計画未作成の事業所に対しては作成が必要な旨の説明を通知し、計画作成を促しました。引き続き未作成の事業所に対して、通知等を行い、計画作成を促し、作成率の向上を目指します。（危機管理課）

■基本目標７の評価



基本目標８　障害理解、権利擁護

Ａ評価が 100.0%となっています。

［方向性１　障害理解の促進と差別解消の推進］

Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・福祉教育の推進については、福祉実践教室の開催による、障害理解の促進のための福祉教育に関する社会福祉協議会等地域の団体の事業の推進の支援を行っています。（福祉

課・学校教育課）

・交流教育・保育の推進については、特別支援学校に在籍する児童生徒が市内の特別支援学級、通常学級の児童生徒と交流を行っており、市内即売会では、昨年度に引き続き文化会館にて、学校ごとに制作した作品を販売しました。（学校教育課）

・地域における障害理解の促進については、市内を６地区に分けて開催している地域福祉推進会議にて、地域住民の相互支援のある環境づくりについて検討重ねるとともに、社会福祉法人通所者福利厚生支援補助事業を実施し、障害福祉事業所の通所者の地域での交流の機会の拡充を図りました。（福祉課）

・差別解消、障害理解の促進に関する広報・啓発については、障害者週間などの時期に、定期的に市の広報やホームページにおいて、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づく障害者差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間やヘルプマークなどの制度について周知を図りました。（福祉課）

・当事者団体、ボランティア、ＮＰＯ団体等の活動支援については、地域福祉推進会議を実施し、地域の福祉に関係する団体の活動の活性化や団体間の交流により、地域住民の相互支援のある環境づくりを図りました。（福祉課）

［方向性２　虐待防止・権利擁護の推進］

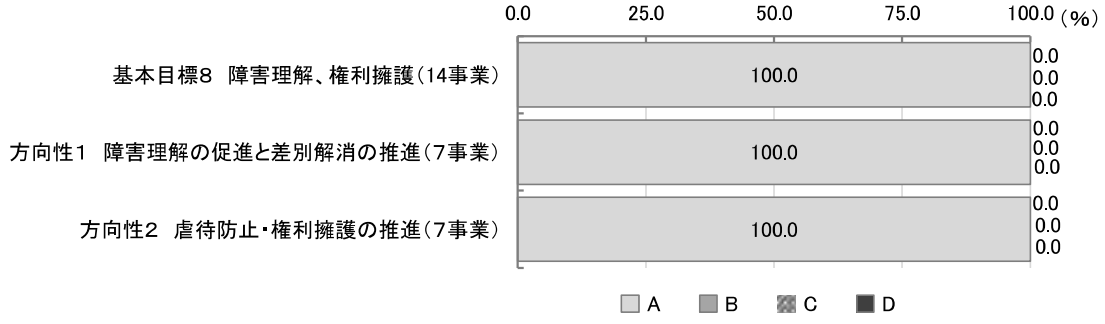
Ａ評価が 100.0%となっています。現行計画期間における現状は以下の通りです。

【Ａ評価】

・権利擁護に関する意識啓発については、成年後見支援センター事業や日常生活自立支援事業を実施し、成年後見制度の利用促進など権利擁護を実施しました。また、成年後見支援センターによる出張相談会など個別の啓発事業を実施しました。（福祉課・高齢介護課）

・権利擁護に関する支援体制の充実については、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めることや、碧南市虐待防止センターの周知を図り、障害者の権利擁護の充実を図るほか、基幹相談支援センターにより障害福祉サービス事業所向けの虐待防止研修を行いました。（福祉課）

■基本目標８の評価



第３章　基本的な視点

１　基本理念

みんなの力がつながり　えがおで暮らせるまち　へきなん

碧南市には、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、さまざまな人が暮らしています。一人ひとりには、得意なこと、好きなこと、できることがあります。また、苦手なことや、一人では難しいこともあります。

「みんなの力がつながり」には、一人ひとりのよいところや得意なことを生かしながら、必要なときにはお互いに助け合い、地域全体で暮らしをつくっていきたいという思いを込めています。障害のある人も、支援を受けるだけの存在ではありません。自分の思いや力を生かして、家族や友人、地域の人、学校、職場など、さまざまな人とつながり、まちをつくる一員です。

「えがおで暮らせるまち」には、誰もが安心して自分らしく生活し、やりたいことに挑戦できるまちをめざす思いがあります。困ったときに相談できる人がいること、必要な支援を受けられること、互いの違いを知り、認め合えることが、安心や笑顔につながります。

笑顔のまちは、行政だけがつくるものではありません。市民一人ひとりが自分のできることを生かし、声をかけ合い、支え合うことで、少しずつつくられていきます。本計画では、この基本理念の実現に向けて、障害のある人の思いや希望を大切にしながら、誰もが地域の中で役割を持ち、安心して暮らせる取組を進めます。

2 基本的原則

（１）基本的人権の享有と個人としての尊重

すべての障害者が、障害がない人と同様に基本的人権を享有し、個人としてその尊厳を重んじられること、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として、事業を実施します。

（２）共生社会の実現

地域社会での共生を実現するため、あらゆる分野の活動への参加の機会や、共に暮らす人や生活の場所、意思疎通手段、情報の取得や利用の手段の選択について、確保及び拡大を図ります。

（３）差別の禁止

障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を進めます。また、国では「障害者差別解消法」が施行され法制的な整備が講じられていますが、今後、その実効性を確保していくため、必要がある際は見直しを行うものとされています。本市においても、これを踏まえて障害者の差別禁止に向けた理解促進等の施策を推進します。

3 基本目標

１　生活支援

障害者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や、多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

２　保育・教育

健診等を通じた障害等の早期発見と適切な療育、子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

３　保健・医療

障害や疾病の予防や重症化の防止を図る施策や、障害者でも安心してかかれる医療体制の整備、難病患者や精神障害者への支援等を行います。

４　文化・芸術活動、スポーツ

障害者の社会参加や生きがいづくりにつながる、文化・芸術活動やスポーツへの参加機会の確保や障害の有無に関わらず受けられる生涯学習の環境づくりを進めます。

５　雇用・就労

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障害特性や個性を踏まえた、障害者の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

６　生活環境

障害者の地域での生活や社会参加を支援するため、施設・道路等の環境整備や、外出・移動の支援、住環境の整備等を進めます。

７　防災・防犯

地域や関係者等と連携し、災害時の障害者への避難等の支援体制づくりや、防犯体制の強化を図ります。

８　障害理解、権利擁護

障害への正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や、交流を推進します。また、障害者の権利を擁護する成年後見制度や虐待防止の取組を進めます。

4 施策体系

以下の施策の体系に基づき、第４章の施策の展開を示します。

1 生活支援	1　相談支援の充実
	2　地域生活を支援するサービスの提供
	3　情報バリアフリー、意思疎通支援の推進
2 保育・教育	1　障害等の早期発見と障害児支援の推進
	2　特別支援教育の推進
3 保健・医療	1　障害等の早期発見及び医療体制の充実
	2　精神保健福祉施策の推進
4 文化・芸術、スポーツ	1　活動の推進
	2　環境の充実
5 雇用・就労	1　就労機会の拡大
	2　多様な就労環境の整備
6 生活環境	1　ひとにやさしいまちづくり
	2　住環境の整備
7 防災・防犯	1　地域の防災対策の充実
	2　防災・防犯体制の強化
8 障害理解、権利擁護	1　障害理解の促進と差別解消の推進
	2　虐待防止・権利擁護の推進

第４章　障害者計画

１　生活支援

現状・課題

〇今後どのように暮らしたいかについて、障害者アンケート調査では、「家族と一緒に暮らしたい」、障害児アンケート調査では、「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい」が最も高くなっています。家族とともに、または一人で生活ができるような支援が求められます。

〇悩み事の相談相手は、障害者アンケート調査、障害児アンケート調査ともに「家族・親族」が最も高くなっています。一方、相談相手がいないという回答も一定数あり、本人や家族等に対する相談窓口の周知や情報提供を積極的に行っていくことが重要です。

〇障害のある人が安心して暮らしていくために、本人の思いや生活の実態に向き合いながら、その人らしい暮らしの実現をともに考えていく相談体制が求められます。

〇障害者アンケート調査では、情報入手について困っていることについて、「どこに情報があるわからない」が最も高くなっています。障害のある人を含む多様な市民に対して必要な情報を届ける取組は、より一層、障害特性や利用環境の違いに配慮した対応が必要です。

〇令和４（2022）年５月には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障害のある人による情報の取得・利用や意思疎通にかかる施策に関して国や地方自治体等の総合的な推進に関する取組が示されました。

施策の方向１　相談支援の充実

方向性

〇障害のある人の特性や支援ニーズは多様であり、必要な人がサービスにつながることができるよう、福祉部局だけでなく、関係機関等が連携しながら、包括的な地域支援体制の充実を図ります。

施策の展開

No.	事業	取り組み内容
1	身近な相談窓口体制の整備 【福祉課】	基幹相談支援センターや相談支援事業所等により、全障害に対応した総合的で専門的な相談支援を行います。
2	相談支援体制の強化 【福祉課】	市内の相談支援事業者に対し、同行訪問やケース会議等による専門的な指導や、相談機関間の連携強化を図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。
3	新規 相談支援専門員の育成 【福祉課】	障害のある人の個々の状況、ニーズに応じた相談支援が実施できるよう、相談支援従事者の資質の向上を支援します。また、今後ものぞまないセルフプランが生じないよう、人材確保や育成、相談支援の重要性の周知を図ります。
4	地域自立支援協議会の充実 【福祉課】	基幹相談支援センターにより地域自立支援協議会の作業部会の運営を行い、地域の課題について協議を進めます。
5	新規 重層的支援体制整備事業による包括的相談 【福祉課】	重層的支援体制整備事業の実施を通じ、基幹相談支援センター等の関連機関等との連携のもとで複合的な課題を抱える障害のある人・世帯等への総合的な相談支援を行います。

施策の方向２　地域生活を支援するサービスの提供

方向性

〇利用者のニーズやライフステージに応じたサービスを提供します。また、地域生活支援拠点等事業の推進により、緊急時の受け入れ対応や、体験の機会の提供、専門的人材の確保・養成の充実を図り、障害のある人が地域で安心して生活を送れる支援体制の構築を進めます。サービスの質の向上や安定的な供給体制の整備を推進するため事業所支援を行います。

No.	事業	取り組み内容
6	障害福祉サービス等の充実 【福祉課・高齢介護課】	障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービスが、必要とする人に適切に提供されるよう、事業所に対し実地指導や第三者評価の推進を行いサービスの質の向上を図るとともに、障害福祉サービス事業所の整備についての補助事業を活用した新規事業者の参入促進を図る等、提供体制の充実を図ります。
7	福祉人材の確保・養成と資質の向上 【福祉課】	市内の相談支援事業者に対し、同行訪問やケース会議等による専門的な指導や、相談機関間の連携強化を図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。
8	新規 生産性向上のための事業所支援 【福祉課】	愛知県等と連携し、市内の障害福祉関係の人材確保や生産性の向上に向けた取組を支援します。
9	障害者支援施設等からの地域生活への移行支援 【福祉課】	地域相談支援事業や共同生活援助事業等の活用により、施設入所者を希望に応じて地域で生活できるよう支援します。
10	地域生活拠点等の強化 【福祉課】	地域の障害者の安心・安全のため、地域生活支援拠点等の強化や定期的な運用状況の検証を行います。

施策の方向３　情報バリアフリー、意思疎通支援の推進

方向性

〇手話施策推進法の理念に基づき、手話への理解促進と普及・啓発を進め、筆談、音声認識アプリ等の様々なツールによる意思疎通のための環境を整備します。また、障害のある人が多様な媒体を通じて読書や情報にアクセスできる環境の整備を進めます。ＩＣＴ等を活用し、聴覚障害のある人や視覚障害のある人に必要な情報が届く体制の構築を進めます。

No.	事業	取り組み内容
11	新規 手話の普及 【福祉課】	手話施策推進法に基づき、手話が言語であることの理解の促進と手話を使用しやすい環境づくりに取り組みます。
12	意思疎通支援の充実 【福祉課】	研修や講座の実施等により、手話通訳者、要約筆記者、点訳等、各種奉仕員等の確保・育成を行い、視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーションを支援します。また、手話言語条例を制定し聴覚障害の有無に関わらず意思疎通を図ることができる社会を目指します。
13	誰もが使いやすい情報の提供 【福祉課】	必要な人に必要な情報が届くよう、障害の特性や年齢等を考慮し、ホームページ等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、広報などの紙媒体、音声ガイドなど、多様な手段による情報提供を行います。特に市民生活や福祉事業所の運営に重大な影響を及ぼす災害や感染症などが発生した場合には、国や県、保健所等と連携し、必要な情報を的確かつ速やかに提供します。

2 保育・教育

現状・課題

〇障害のある子どもに関しては、生まれてから年を重ねて成長するまで、それぞれのライフステージで変化するニーズに応じて支援を行うため、疾病や障害の早期発見と、可能な限り早期に必要な療育や発達支援へつないで行くことが重要です。

〇障害児アンケート調査によると、悩みごとについては、「お子さんの育児や療育・教育のこと」が最も高く、次いで「外出や移動のこと」、「医療費、生活費など経済的なこと」、「きょうだいに負担をかけてしまっていること」がそれぞれ高くなっているため、多様な関係機関が連携し、障害児やその家族への相談支援体制を充実させることが必要です。

〇市内の小中学校の特別支援学級に通級する児童生徒が増加しており、学校教育現場における受け入れ体制を充実させ、インクルーシブ教育の視点に立ち、障害の有無に関わらず子どもがともに教育を受けられる環境をつくることが重要です。

〇令和５（2023）年４月に施行されたこども基本法の理念を踏まえ、障害のある子どもを含むすべての子どもがその特性に関わらず尊重され、安心して成長できる社会の実現を目指すとともに、療育、教育、卒業後まで、ライフステージの変化に応じた切れ目のない連携した支援に努めることが重要です。

施策の方向１　障害等の早期発見と障害児支援の推進

方向性

〇療育や教育について、疾病や障害の発見から必要な療育や発達支援に至るまで、関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする障害のある子どもへの支援を含め、多様化する障害のある子どもや保護者のニーズへの対応を図ります。

No.	事業	取り組み内容
14	各種健診や相談の実施 【福祉課・こども課・健康課】	乳幼児健診や健診後の相談、教室等を実施し、必要に応じて早期に療育へとつなげます。
15	障害児支援体制の構築 【こども課・健康課・学校教育課】	乳幼児健診、保育所や幼稚園、学校等と連携し、障害児や発達のグレーゾーンの児童や保護者に対し、一貫した支援を行います。
16	障害児通所支援事業等の実施 【福祉課】	障害児相談支援事業等の実施により、適切な障害児通所支援事業の利用を推進します。
17	医療的ケア児、重症心身障害児への支援体制の確保・充実 【福祉課】	医療的ケア児や重症心身障害児のニーズを把握し、総合的な支援体制の構築及び関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
18	児童発達センターの確保・充実 【福祉課】	児童発達支援センター開設の支援を軸に、児童発達支援センターが障害の重度化や重複化に対応できるよう、障害児通所支援事業や関係機関等との連携を強化します。
19	保護者支援の充実 【こども課】	各機関における専門的な相談対応だけでなく、障害児の保護者によるピアサポーターの活動支援やペアレント・プログラム等を実施し、障害児の保護者に対する相談等支援の充実を図ります。
20	障害児を取り巻く環境課題の検討 【福祉課・学校教育課】	地域自立支援協議会のこども部会で、障害児支援に対する情報共有や協議を行い、インクルージョン推進のための体制を整備します。

施策の方向２　特別支援教育の推進

方向性

〇教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。また、障害の有無に関わらず、同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組等を踏まえつつ、障害の状態やニーズに応じた指導を提供できるよう、柔軟な仕組みづくりを進めます。

No.	事業	取り組み内容
21	共生教育の実施 【福祉課・学校教育課】	通級指導教室の実施や、教育環境における合理的配慮の推進等により、障害の有無に関わらず、共に学習できる環境を整備します。
22	個別の指導計画等の作成 【福祉課・学校教育課】	障害のある児童・生徒の個々の状況に応じた教育指導や支援を行うため、本人や保護者の意向を考慮した個別の教育計画、支援計画の充実を図ります。
23	教育･福祉の連携体制の構築 【福祉課・こども課・学校教育課】	福祉事業所等と教育現場が連携し、障害児通所支援利用児童の情報共有や個別ケースの検討などを行います。またＩＣＦ情報把握・共有システムを活用し、家庭・教育・福祉の連携を図ります。
24	就学・教育相談の充実 【福祉課・こども課・学校教育課】	障害のある児童・生徒の保護者が適切に教育相談等を受けられるよう、福祉課、こども課、学校教育課等が連携し相談支援体制の充実を図ります。
25	特別支援教育を担う人材の確保・育成 【福祉課・こども課・学校教育課】	教員に向けた障害理解のための研修等の実施や、特別支援教育コーディネーター等の配置などにより、障害の特性にあった教育の実現を図ります。

3 保健・医療

現状・課題

○障害者アンケート調査によると、医療で困ったことや不便に思ったことについて、「困っていることはない」を除くと「障害（疾病）のため症状を正確に伝えられえない」が最も高く、次いで「近くに専門の医療機関がない」となっています。また、相談相手として「病院などの医療機関」は約５割となっており、障害のある人にとって、医療機関は身近な存在となっており、今後も安心して医療を受けられるよう、障害のある人へ配慮された医療環境の整備を推進していくことが必要です。

○精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現できるよう、医療、障害福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助けあい等が包括的に提供される「精神障害にも対応した包括ケアシステム」を構築することが求められています。

○医療は、障害のある人の心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活又は社会生活を送るために必要であり、負担の軽減を図るため、医療費（自立支援医療費等）の助成や制度の周知を行う必要があります。

施策の方向１　障害等の早期発見及び医療体制の充実

方向性

○保健・医療・福祉の連携により、障害の原因となる疾病の予防や、障害の早期発見による適切な支援を提供します。また、心身の障害の軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き推進し、障害のある人に対する医療の充実を図ります。

No.	事業	取り組み内容
26	各種健診や相談の実施 【福祉課・健康課】	疾病の早期発見・早期対応のため、健診、がん検診等の受診を促進し、結果に応じた相談支援を行います。
27	保健･医療機関との連携 【福祉課・健康課】	障害や病状に応じた適切な相談体制・支援体制を構築するため、保健所や医療機関等と福祉関係者との連携を図ります。

No.	事業	取り組み内容
28	歯科診療の充実 【福祉課・健康課】	歯科治療を受けにくい環境にある人が安心して治療を受けられるよう、障害者歯科診療所での診療を行います。また、障害福祉事業所で適切な歯科検診が受診できるよう支援をします。
29	手当・医療費情勢等による医療提供の推進 【福祉課・国保年金課】	自立支援医療の給付事業や障害者医療費助成事業等の経済的負担軽減事業を実施し、障害者への医療提供を促進します。

施策の方向２　精神保健福祉施策の推進

方向性

〇精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療、保健、福祉、サービスの連携強化や市民の理解促進を進めます。また、本人からの多様なニーズに応えるため、相談体制の充実を図ります。心の健康づくりに関する情報発信や啓発を進め、心のサポーターを養成します。また、地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図ります。

No.	事業	取り組み内容
30	新規 心の健康づくりや啓発の実施 【福祉課・健康課】	心の健康に関する情報発信や啓発を行うとともに、心のサポーターの養成や市民の状況把握等を進めます。
31	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【福祉課】	精神科病棟がある医療機関や自治体・社会福祉協議会等が地域移行に関する、地域課題の検討を行い、普及啓発、相談支援体制整備等を行います。

No.	事業	取り組み内容
32	新規 心の健康づくりや啓発の実施 【福祉課・健康課】	心の健康に関する情報発信や啓発を行うとともに、心のサポーターの養成や市民の状況把握等を進めます。
34	長期入院者等の地域生活への移行支援 【福祉課】	地域相談支援事業等の活用により、医療機関からの退院支援を行います
35	居場所づくりの支援 【福祉課】	心身障害者福祉センターにおいて、精神障害者等の居場所支援事業を実施します。
36	当事者活動、家族会活動の推進 【福祉課】	精神障害に対する多様な相談体制の充実のため、精神障害の当事者による相談支援や、精神障害者の家族による相談活動などの推進を図ります。

4 文化・芸術活動、スポーツ

現状・課題

○障害のある人が、自らの意思と選択によって、ライフステージに応じ、それぞれの興味、関心、生活領域に応じ、様々な活動や学習を続けていくことが重要です。

○障害のある人が文化・芸術活動、スポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障害のある人と障害のない人が交流し、障害のある人に対する理解を深めることが重要です。

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行を契機として、全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、その生活と社会を豊かにしていくことが求められています。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行により、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現が求められています。

施策の方向１　活動の推進

方向性

○障害のある人が、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、多様な文化芸術活動等に参加できる環境づくりを進めます。また、活動への参加を支援する指導者や講師、ボランティア等の確保・育成に努めます。

No.	事業	取り組み内容
37	スポーツ活動の支援 【福祉課・スポーツ課】	スポーツ団体等と連携し、パラスポーツや障害者と共に楽しめるスポーツの普及・啓発を図ります。
38	文化芸術活動の支援 【福祉課・生涯学習課】	障害者の文化芸術活動の促進のため、教室の開催及び情報提供などを行います。

No.	事業	取り組み内容
39	講座等の実施 【福祉課】	心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや文化芸術の振興につながる各種教室や講座等を実施します。
40	指導者・ボランティアの確保・育成 【生涯学習課・スポーツ課】	スポーツや文化芸術活動への参加を支援する指導者や講師、ボランティア等の確保・育成を図ります。

施策の方向２　環境の充実

方向性

〇障害の有無にかかわらず、芸術文化活動を行えるよう、ユニバーサルデザイン化を進めます。また、障害のある人が文化・芸術、スポーツ活動等に参加する機会が増えるよう、活動に関する情報提供を推進し、募集や参加方法については配慮の上、障害がある人が各種活動に参加が可能となるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの支援を行います。

No.	事業	取り組み内容
41	施設のバリアフリー化 【建築課・生涯学習課・スポーツ課】	障害の有無等に関わりなくスポーツ施設や文化施設を利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。
42	文化芸術活動等に関する情報提供 【福祉課・生涯学習課・スポーツ課】	文化芸術・スポーツ・社会学習・レクリエーション等に関する情報について、どのような人でも受け取ることができるよう多様な媒体を通じて発信します。

No.	事業	取り組み内容
43	講座等への参加の支援 【福祉課・生涯学習課】	障害者が文化芸術等の講座に参加できるよう、募集や参加方法の配慮、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
44	図書館の利便性の向上 【市民図書館】	対面朗読や録音図書、インターネットを利用したサピエ図書館等、障害の特性に応じた資料提供を行い、読書活動の支援を行います。

5 雇用・就労

現状・課題

〇障害者アンケート調査によると、収入を得る仕事の状況について「働いていない」が最も高くなっています。また、障害児アンケート調査によると、将来仕事に就くために重要だと思われることは「障害特性に配慮した職場環境の整備」が最も高く、次いで「企業、上司、同様の理解」となっています。障害のある人がその適正に応じて能力を十分発揮できるよう、多様な就業の機会を確保する必要があります。雇用の促進に向けては、関係機関が連携して取り組む必要があり、企業等に対する障害者雇用に関する情報提供の充実や理解の促進など、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

〇就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、賃金水準の向上が求められています。また、一般就労をした障害のある人の職場定着に向けて、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を行うことが必要です。

〇近年、国では障害のある人等が農業分野で活躍することを通し、自信や生きがいを持って社会参画を実現するという「農福連携」の取り組みを推進しています。本市でも農福連携に取り組んでいけるよう、関係機関との連携を強化します。

施策の方向１　就労機会の拡大

方向性

〇障害のある人の就労機会の確保に努め、就職や職場定着の支援の充実を図ります。支援が必要な方への就労移行支援事業や就労定着支援事業所等との連携により、障害者や企業に対し、就労に向けた相談等の支援を行います。また、障害者総合支援法が定める就労支援サービスにより、障害者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

No.	事業	取り組み内容
45	企業での障害者雇用の促進 【福祉課・商工課】	企業での障害者雇用を促進するため、障害者を雇用している事業所への見学会やセミナーの実施、ハローワークと連携した雇用の機会の確保等を進めます。
No.	事業	取り組み内容

46	就労支援サービス事業所の充実 【福祉課】	一般企業等での就労が困難な障害者に、就労機会の提供や就労へつながる訓練が効果的に提供されるために、就労移行支援及び就労継続支援事業所に対し、作業内容の充実、自主製品の販売拡充等の工賃の向上に向けた方策の検討や、相談支援事業等による適切なサービスの提供の促進を図ります。
47	就労に向けた相談等支援の実施 【福祉課・商工課】	支援が必要な方への就労移行支援事業や就労定着支援事業所、障害者就業・生活支援センター等との連携により、障害者や障害者を雇用する企業等に対し、就労促進や、就労後の就労継続に関する相談支援等を行います。

施策の方向２　多様な就労環境の整備

方向性

〇本市においても、障害のある人の雇用に努め、一般就労への移行を支援します。障害のある人の特性や能力を活かせるような支援を行い、最も適した場に円滑に移行できるよう、将来的な成長の可能性も含めてアセスメントを行います。碧南市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、引き続き障害者の就労支援施設等からの調達を推進します。

No.	事業	取り組み内容
48	市役所での障害者雇用の促進 【福祉課・秘書課】	障害の特性や障害者個々に適した職場環境の整備を進め、行政職員としての雇用を促進します。
49	農福連携の推進 【福祉課・農業水産課】	障害者の農業分野での活躍を支援し、就労や生きがいづくりにつなげるとともに、農業分野の担い手不足の解消を図ります。

No.	事業	取り組み内容
50	多様な就業機会の確保 【福祉課・商工課】	テレワーク等の柔軟な働き方や自営・起業等、障害者の多様な働き方を支援するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を図ります。
51	物品購入の促進 【福祉課】	［碧南市障害者就労施設等からの物品等の調達方針］に基づき、障害者の就労支援施設等からの調達を推進します。

6 生活環境

現状・課題

〇障害者アンケート調査によると、外出時に不便に感じることについて、「困ることはない」を除き、「一人で外出できない」が最も高く、「公共交通機関が少ない、利用しにくい」という意見も多く挙がっています。障害児アンケート調査では、「一人で外出させられない」が最も高く、次いで「困った時にコミュニケーションが取れない」となっています。移動手段の整備、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくり等のハード面で取り組みに加え、ソフト面（考え方の普及や手助け等の啓発による理解促進等）の両面から、障害のある人を含めて誰にとっても安全で快適な環境づくりを進める必要があります。

〇自立して生活することを望む障害のある人に対して、グループホームをはじめとした住居の確保や、住宅改善、市営住宅への優先的な入居等、多方面で住環境の整備に取り組む必要があります。

施策の方向１　ひとにやさしいまちづくり

方向性

〇すべての人が安全に安心して暮らすことができるよう、バリアフリー法に基づき建築物や道路等のバリアフリー化を進めます。また、安全で快適に移動できる交通バリアフリーの推進や移動に対する支援を実施します。住環境に関しては、障害のある人が地域で安心して暮らすために、グループホームの整備等により住環境の充実を図ります。

No.	事業	取り組み内容
52	公共施設等のバリアフリー化の推進 【建築課・都市計画課】	公共施設や公園等を誰もが利用しやすいものとするため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。
53	道路改良の推進 【都市計画課】	障害者が安全に移動できるよう、歩道の設置等の道路の改良を進めます。

No.	事業	取り組み内容
54	公共交通機関の利便性の向上 【商工課・都市計画課】	くるくるバスなどの巡回バスや駅周辺の環境整備をはじめ、公共交通機関の利便性の向上を図ります。
55	移動に対する支援の実施 【福祉課】	福祉タクシー料金の助成や車いす及び車いす専用車の貸出等により、障害者の外出や移動を支援します。

施策の方向２　住環境の整備

方向性

〇障害のある人が地域で安心して暮らすために、グループホームの整備等により住環境の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障害のある人への理解促進を図ります。

No.	事業	取り組み内容
56	グループホームの整備 【福祉課】	事業所開設の補助事業の実施やニーズの把握、地域住民への理解促進等により、日中サービス支援共同生活援助等の提供を行うグループホームの整備を進めます。
57	住宅改善への支援 【福祉課】	住宅改修事業や移動・移乗支援用具などの日常生活用具の給付事業などにより、住宅改善を支援します。
58	住宅の確保・整備 【建築課】	市営住宅への優先入居や家賃の減免などにより、障害者を含む住宅確保要配慮者への住宅の確保を図ります。

7 防災・防犯

現状・課題

〇障害者アンケート調査によると、災害時に一人で避難できるかについては「避難できない」が約３割となっています。また、災害時に困ると思うことについては、「安全なところまですばやく避難できない」が最も多く、次いで「対応を自分で判断して行動することが難しい」となっており、障害等の特性に応じた避難体制の構築が求められます。

〇災害時には行政や事業所、家族だけでなく、地域での支え合いが重要になります。障害者アンケート調査によると、近所づきあいについては「顔を合わせたときに挨拶する程度」が約５割と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」となっています。地域住民の障害理解を促進し、災害時に協力できる体制づくりや日頃からの地域との交流が求められます。

〇地域の見守りや支え合いなどを通じて、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守り、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進するとともに、障害のある人の孤独・孤立を防ぐ取組が求められています。

施策の方向１　地域の防災対策の充実

方向性

〇災害時における、障害のある人への避難支援に関する仕組みづくりを促進します。災害時の避難に手助けが必要な方のうち、リスクの高い方について、避難行動要支援台帳への登録を促進し、各関係機関との情報共有を図り、支援の充実を図ります。また、障害のある人へ防災訓練への参加を働きかけ、防災対策を促進します。

No.	事業	取り組み内容
59	避難行動要支援者台帳の整備と活用促進 【福祉課・高齢介護課】	避難行動要支援者台帳への登録を促進し、登録者の同意のもと民生委員児童委員協議会、自主防災会、地域包括支援センター、消防署及び警察署等と情報共有を図り、災害時支援の充実を図ります。

No.	事業	取り組み内容
60	当事者参加の防災訓練の実施 【福祉課・危機管理課】	総合防災訓練に障害当事者等の参加を働きかけ、感染症などの二次被害防止を踏まえた避難所体験やヘルプカードを活用した訓練により、障害者の防災対策を促進します。

施策の方向２　防災・防犯体制の強化

方向性

○避難場所におけるバリアフリー化を促進し、安心して過ごすことのできる空間の確保など、障害のある人に配慮した環境の整備を進めます。様々な障害特性に応じた配慮や支援ができるよう、障害のある人への理解促進を図ります。防犯対策については、防犯意識の高揚を図るため、広報啓発活動を強化し、防犯教育、地域のパトロール活動の充実を図ります。

No.	事業	取り組み内容
61	避難所の福祉的整備 【福祉課・危機管理課】	障害福祉事業所等を福祉避難所に指定し、施設担当者と備蓄品等の検討を行うとともに、その他の避難所においても、障害特性に応じた支援や合理的配慮を推進します。
62	災害時に向けた福祉事業所等の体制整備 【福祉課・危機管理課】	災害時の円滑かつ迅速な支援を実施するため、災害被害想定を踏まえた要配慮者利用施設の安全対策や、災害時における地域の事業所間の連携体制を整備します。
63	緊急時の情報提供体制の整備 【福祉課・危機管理課】	ケーブルテレビ、防災行政無線、メール配信サービス等を用いて、災害時の障害者等への情報伝達体制の整備を図ります。
64	防犯体制の充実 【福祉課・地域協働課】	防犯意識の高揚を図るため、広報啓発活動を強化し、防犯教育を充実するとともに、地域の防犯パトロール活動の充実を図ります。また、障害福祉施設の安全体制の確保を図ります。

8 障害理解、権利擁護

現状・課題

〇障害者アンケート調査によると、障害があることで差別や嫌な思いをすることが『ある』（「ある」と「少しある」の合計）人が半数以上となっており、障害児調査アンケートでも『ある』人が約６割となっています。発達障害のある人、精神障害のある人等は、特に障害を有していることが理解されにくく、困難を抱えている場合があります。市民一人ひとりが障害者福祉への関心と障害への理解を深めることが求められます。

〇障害のある人の権利擁護のため、権利擁護や虐待防止についての対策が求められます。障害者アンケート調査によると、成年後見制度について将来的に「利用したい」が１割程度と低くなっており、「わからない」が半数以上となっています。障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適切な運用のほか、障害のある人の権利侵害の防止に関する相談体制の充実等に取り組むことなど、障害のある人の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。

施策の方向１　障害理解の促進と差別解消の推進

方向性

〇改正された「障害者差別解消法」の啓発・広報に努め、理解を促進し、すべての人々が、相互理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う社会にするための普及啓発を図ります。また、児童生徒に対する福祉教育や交流教育を推進し、障害理解の促進を図ります。活動支援としては、交流活動や啓発活動、相談支援等の取り組みを支援します。

No.	事業	取り組み内容
65	福祉教育の推進 【福祉課・学校教育課】	小中学校や高校で、福祉実践教室やボランティア体験教室を実施し、児童・生徒の障害理解の促進を図ります。
66	交流教育・保育の推進 【学校教育課】	特別支援学級と通常学級や、特別支援学校と居住地校の児童・生徒が、障害の有無に関わらず、交流できる機会の拡充を図ります。

No.	事業	取り組み内容
67	地域における障害理解の促進 【福祉課】	社会福祉法人通所者福利厚生支援補助事業や地域福祉推進会議等により、障害を含めた福祉に対する意識啓発や、障害の有無に関わらない交流の促進を図ります。
68	差別解消、障害理解の促進に関する広報・啓発 【福祉課】	［碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領］に基づき、市の広報やホームページを通じて、障害者への差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間、ヘルプマークなどについての周知を図ります。
69	当事者団体、ボランティア、ＮＰＯ団体等の活動支援 【福祉課・地域協働課】	市民活動団体やボランティア団体への活動支援や団体間の交流等を支援します。

施策の方向２　虐待防止・権利擁護の推進

方向性

○障害者虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、障害者虐待に関する普及・啓発を進めます。また関係機関と連携した支援体制及び総合相談体制の充実を図ります。障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点からも、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

No.	事業	取り組み内容
70	権利擁護に関する意識啓発 【福祉課・高齢介護課】	成年後見制度や虐待防止、意思決定支援等をテーマにした講習会等を実施し、市民の権利擁護に関する意識啓発を図ります。また、成年後見制度の改正について、周知します。
71	権利擁護に関する支援体制の充実 【福祉課】	障害者の虐待防止・権利擁護を図り、関係機関と連携した支援体制及び総合相談体制の充実を図ります。

No.	事業	取り組み内容
72	成年後見制度等の利用促進 【福祉課・高齢介護課】	意思決定支援が必要な障害者の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用を支援します。
73	新規 身寄りのない障害者への支援 【福祉課】	頼れる身寄りがいない障害者や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活を続けるための支援体制を構築します。

第５章　障害福祉計画・障害児福祉計画

１　計画の方向性

「第８期碧南市障害福祉計画・第４期碧南市障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の規定に基づく「基本指針」に即して作成します。

国の基本指針（要点）

１　基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成する必要がある。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④ 地域共生社会の実現に向けた取組
⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
⑥ 障害者の社会参加を支える取組定着

２　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
② 希望する障害者等への日中活動サービス等の保障
③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
⑤ 強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実
⑥ 高次脳機能障害者に対する支援
⑦ 依存症対策の推進

３　相談支援のに関する基本的考え方

① 相談支援体制の充実・強化
② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
③ 発達障害者等に対する支援
④ 協議会の活性化

４　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

① 重層的な地域支援体制の構築
② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携した支援
③ 地域社会への参加・インクルージョンの推進
④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
⑤ 障害児相談支援等の提供体制の確保
⑥ 障害児支援における人材育成の推進

参考：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
【令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号】

2 目標値の設定

本計画では、福祉施設の入所者の地域生活への移行（福祉施設や精神科病棟に入所・入院をしている障害者が退所・退院し、グループホームや一般住宅等で地域生活することをいう。以下同じ。）、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備、地域生活支援の充実、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築等を進めるため、国の基本指針に基づき目標値を設定します。

成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本計画では国の基本指針に基づき、令和 11 年度末における地域生活移行者数（地域生活移行をする者の数をいう。以下同じ。）を１人、令和 11 年度末の福祉施設の入所者数を 27 人と設定します。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
地域生活移行者数	1 人	0 人	令和 11 年度末時点で、令和７年度末施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数	27 人	29 人	令和 11 年度末の施設入所者数を令和７年度末時点の施設入所者数から５パーセント以上削減することを基本とする。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本計画では国の基本指針に基づき、精神障害に関する正しい知識と理解を持ち、身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う心のサポーター数と、Ｋ６という尺度を活用した市民のこころの状態把握を目標として設定します。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
心のサポーター数【新規】	10人	－	目標値の設定に当たっては、令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。
Ｋ６により住民のこころの状態を把握【新規】	有	－	住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価することを基本とする。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

本計画では国の基本指針に基づき、就労移行支援事業等を通じて令和11年度に一般就労に移行する福祉施設利用者や事業の利用者数等についての目標値を設定します。

①福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
一般就労移行者数	20人	17人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和６年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
就労移行支援事業における一般就労への移行者数	11人	9人	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和６年度の一般就労への移行実績の1.14倍以上とすることを基本とする。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
就労継続支援Ａ型における一般就労への移行者数	3人	3人	就労継続支援Ａ型事業については令和６年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.52 倍以上を目指すこととする。
就労継続支援Ｂ型における一般就労への移行者数	6人	5人	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの職場定着率

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
就労定着支援事業の利用者数	17人	13人	就労定着支援事業の利用者数については、令和６年度の実績の1.47倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率	25%	－	就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。

④協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置【新規】	1	1	協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置することを基本とする。

⑤就労選択支援事業の利用者数

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
就労選択支援事業の利用者数【新規】	8人	－	就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和 11 年度の就労選択支援を利用する障害者の数を 82,000 人以上とする。

⑥地域の就労支援ネットワークの強化

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
地域の就労支援ネットワークの強化	引き続き取組予定	取組中	都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

（４）障害児支援の提供体制の整備等

本計画では国の基本指針に基づき、障害児等に対する切れ目のない支援を提供するための支援体制の整備等について、目標を設定します。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進【新規】	確保済	確保済	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 11 年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 （１）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 （２）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 （３）地域のインクルージョン推進の中核としての機能 （４）地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】	検討を実施	－	インクルージョン推進のため、令和 11 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保	検討を実施	－	令和 11 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	確保済	確保済	令和 11 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置	設置済	設置済	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	配置済	配置済	令和 11 年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	－	－	令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

（５）地域生活支援の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の充実を図るとともに、強度行動障害のある人への支援体制を整備することを目標として設定します。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備	整備済	整備済	令和 11 年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備を含む。）、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築済	構築済	地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置することを基本とする。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	１回	１回	年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。
強度行動障害を有する者に関する支援体制整備	圏域にて整備	圏域にて整備	令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

（６）相談体制の充実・強化等

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び地域自立支援協議会等の連携により、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、引き続き、のぞまないセルフプランについて「０」を維持することを目標として設定します。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
全ての市町村において協議会を設置・整備し、基幹相談支援センターが別表第一の十の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	有	有	令和 11 年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有	有	基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
のぞまないセルフプランをゼロとする【新規】	0	0	都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

本計画では国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築することを目標として設定します。

項目	目標値 （令和11年度）	実績値	国の基本指針
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	セミナーの実施	セミナーの実施	令和１１年度末までに、別表第一の十三に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

3 障害福祉サービスの見込量と確保策

（1）訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等の援助を行います。障害者の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重度の障害者も、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆等の役割も担う、視覚障害者の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い知的障害者や精神障害者への社会参加と地域生活を支援します。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、意思疎通が難しい障害者に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、最重度の障害者も安心して地域で生活が続けられるよう支援します。

見込みの考え方

これまでの利用実績と一人あたりの利用時間数をもとに見込を算出しました。

実績と見込量（１か月あたり）

上段：利用人数、下段：利用時間

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	91 人	84 人	104 人	107 人	110 人	113 人
	2522 時間	2510 時間	2576 時間	2596 時間	2616 時間	2636 時間
重度訪問介護	１人	１人	１人	１人	１人	１人
	303 時間	289 時間	316 時間	324 時間	332 時間	340 時間
同行援護	5 人	５人	７人	８人	９人	10 人
	40 時間	38 時間	49 時間	51 時間	53 時間	55 時間
行動援護	１人	0 人	0 人	１人	１人	１人
	４時間	0 時間	0 時間	４時間	４時間	４時間
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

確保策

令和８（2026）年 10 月１日現在における市内の事業所数は、それぞれ居宅介護が９箇所、重度訪問介護が６箇所、同行援護が１箇所となっています。行動援護及び重度障害者等包括支援の事業所はありません。

訪問系サービスは、障害者の増加及び介護者の高齢化等により今後も利用者が増えると想定されますが、既にヘルパーは不足している状況です。民間事業所の新規参入を促すとともに、人材確保についての支援を検討します。

（２）日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	障害支援施設等で常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な補助を行うことで、社会参加と福祉の増進を支援します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者または難病患者等に対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行うことで、地域生活への移行を支援します。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者または精神障害者に対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行うことで、地域生活への移行を支援します。
就労選択支援	就労系サービスの利用意向がある障害者に対し、障害者本人が就労先の働き方についてより良い選択ができるよう、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行う手法（就労アセスメント）を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談等を行うことで、本人の適性に見合った職場への就労を支援します。
就労継続支援（Ａ型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人に対して、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を支援します。
就労継続支援（Ｂ型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、就労経験のある人等に対し、雇用契約に基づかない、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を支援します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整等、課題解決に向けて支援します。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気等の理由で、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間の入所を必要とする障害者に対し、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護等の支援をします。
療養介護	医療的ケアを必要とする障害者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。なお、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

見込みの考え方

これまでの利用実績と一人あたりの利用日数をもとに見込を算出しました。

実績と見込量（１か月あたり）

上段：利用日数、下段：利用人数

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生活介護	3252 人日	3214 人日	3152 人日	3175 人日	3194 人日	3214 人日
	167 人	164 人	161 人	162 人	163 人	164 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	18 人日	5 人日	4 人日	９人日	９人日	９人日
	2 人	1 人	1 人	１人	１人	１人
就労選択支援	－	2 人日	７人日	９人日	11 人日	13 人日
	－	1 人	1 人	１人	１人	１人
就労移行支援	466 人日	436 人日	507 人日	512 人日	517 人日	522 人日
	27 人	26 人	28 人	29 人	30 人	31 人
就労継続支援（Ａ型）	1141 人	1235 人	1253 人	1256 人	1259 人	1262 人
	57 人	64 人	67 人	69 人	71 人	73 人
就労継続支援（Ｂ型）	3437 人日	3892 人日	4217 人日	4328 人日	4439 人日	4450 人日
	204 人	225 人	237 人	248 人	259 人	264 人
就労定着支援	11 人	10 人	12 人	13 人	14 人	15 人
短期入所（福祉型）	109 人日	118 人日	117 人日	116 人日	116 人日	116 人日
	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人
短期入所（医療型）	13 人日	11 人日	11 人日	11 人日	11 人日	11 人日
	3 人	1 人	1 人	１人	１人	１人
療養介護	15 人	16 人	16 人	17 人	18 人	19 人

確保策

令和８（2026）年 10 月１日現在における市内の事業所数は、それぞれ生活介護が４箇所、就労移行支援が１箇所、就労継続支援Ａ型が３箇所、就労継続支援Ｂ型が 12 箇所、短期入所（福祉型・医療型）が４箇所、就労定着支援が１か所です。また、自立訓練（自立訓練、機能訓練）及び就労選択支援、療養介護については事業所がありません。

福祉施設や病院から地域へ移行した障害者が、日中活動や就労等を通じて社会参加できるよう、ニーズの把握に努め、事業所への働きかけを通じて日中系サービスの提供体制の整備を図ります。

また、市内事業者を中心に質の高いサービス提供が確保されるよう、福祉人材の確保・育成を支援します。

（２）居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談等の対応を行うことで、自立した日常生活を営むために必要な支援をします。
共同生活援助（グループホーム）	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うことで、日常生活を支援します。
施設入所支援	施設に入所している障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事、生活等に関する相談・助言等を行うことで、日常生活を支援します。

見込みの考え方

施設入所支援については、成果目標の達成をめざす観点から設定しました。その他については、これまでの利用実績をもとに見込を算出しました。

実績と見込量（１か月あたり）

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立生活援助	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
共同生活援助（グループホーム）	76 人	90 人	95 人	103 人	112 人	122 人
施設入所支援	31 人	28 人	27 人	26 人	25 人	24 人

確保策

令和８（2026）年 10 月１日現在における市内の事業所数は、それぞれ共同生活援助（グループホーム）が２箇所です。また、施設入所支援、自立生活援助については事業所がありません。

「親亡き後」も踏まえ、事業所等と連携し、拡充を図るとともに、近隣住民への理解促進のため周知を進めます。あわせて、サービスの質が確保できるよう、地域自立支援協議会や関係機関と連携し、適宜、各事業所へ働きかけを行います。

4 相談支援の見込量と確保策

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時における「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。障害者の意思や人格を尊重し、常に障害者の立場で考え、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行うことで、障害者の地域生活への円滑な移行を支援します。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行うことで、障害者の地域生活の継続を支援します。

見込みの考え方

これまでの利用実績をもとに見込を算出しました。

実績と見込量（１か月あたり）

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援	78 人	84 人	78 人	78 人	78 人	78 人
地域移行支援	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保策

令和８（2026）年 10 月１日現在における市内の事業所数は、それぞれ計画相談支援が２箇所、地域移行支援が１箇所、地域定着支援が１箇所です。

計画相談支援は、障害福祉サービスの適切な利用にあたり非常に重要なものであり、障害福祉サービスの利用とあわせて今後も増加が見込まれますが、相談支援専門員の不足や負担感の増加等が課題となっています。地域移行支援・地域定着支援については、現在の利用が非常に少なくなっているため、必要な人が利用できるよう、関係機関等と連携して情報提供や相談支援を行います。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

見込みの考え方

国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するために必要となる体制整備がなされるよう見込みました。

また、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、地域移行支援、地域定着支援、短期入所について、精神障害者の利用者数を見込みます。

実績と見込量（年あたり）

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0 回	0 回	14 回	14 回	14 回	14 回
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の協議の場への参加人数	0 人	0 人	8 人	8 人	8 人	8 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
心のサポーター養成研修実施回数【新規】	0 回	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】	0 回	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援利用者数	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人
精神障害者の地域定着支援利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助利用者数	0 人	0 人	0 人	13 人	13 人	13 人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
精神障害者の短期入所利用者数【新規】	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

確保策

市内の保健・精神科医療・福祉関係者及び家族会が参加する協議の場を引き続き設置し、地域相談支援をはじめとしたサービスの利用状況の共有を通して、精神障害者が地域で暮らす上で必要なネットワークの構築を図ります。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあることや、障害者の高齢化が進展していくことを踏まえ、各サービスにおいても精神障害者が安心してサービスを利用することができるよう、介護・高齢者福祉分野の事業所との連携を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

6 発達障害等に対する支援

■事業内容

事業名	内容
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的とし、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援を行う事業です。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラムです。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
ピアサポート	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動です。

見込みの考え方

これまでの利用実績をもとに見込を算出しました。

実績と見込量（年あたり）

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	２人	２人	２人	２人	２人	２人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	0 人	0 人	0 人	１人	１人	１人
ペアレントメンターの人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	１人
ピアサポートの活動への参加人数	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人

確保策

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの受講機会の充実、また、ペアレント・メンターやピアサポーターの支援を受けられる体制の充実を図ります。

7 相談支援体制の充実・強化のための取組

見込みの考え方

国の基本指針に基づき、相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

実績と見込量（年あたり）

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合【新規】	100%	100%	100%	100%	100%	100%
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無	有	有	有	有	有	有
協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数の見込み	16回	16回	16回	16回	16回	16回
協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組【新規】	8	8	9	9	9	9

確保策

基幹相談支援センターが中心となり、総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、事業所への指導・助言や、人材育成についても、基幹相談支援センターが核となり、市内の事業所への訪問や研修等への参加を支援します。地域自立支援協議会における個別事例の検討等を通じて挙げられた課題を踏まえ、地域の支援体制整備の取組の活性化を図ります。

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

見込みの考え方

国の基本指針に基づき、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行うとともに障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことを目標とします。

実績と見込量（年あたり）

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用	1	1	1	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	有	有	有

確保策

研修への参加については、県が主催する研修等に市職員が毎年参加します。

引き続き、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果や、ＩＣＴを活用した情報共有を図ります。

9 障害児支援の見込量と確保策

本計画では国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害児通所支援の見込量と確保策を設定します。

（1）障害児通所支援事業

■サービス内容・事業内容

サービス名	内容
児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作や知識・技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。児童発達支援はこれまで「福祉型」と「医療型」に分かれていましたが、法改正に伴い令和６年度より一元化されました。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、学校通学中の障害児に、生活能力向上のために必要な支援を提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児支援に関する知識及び経験を有する専門職が訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が発達支援を受けやすくするため、外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
福祉型障害児入所施設	障害のある児童に対して保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の習得を支援することを目的としています。
医療型障害児入所施設	入院や医療的ケアが必要な肢体不自由児、重度知的障害児、重複障害児、自閉症児などが対象となり、医療介入の必要性があるかどうかで、治療や看護が必要な場合は入所します
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、各機関との連絡調整を行います。

見込みの考え方

これまでの利用実績と一人あたりの利用日数をもとに見込を算出しました。

実績と見込量（１か月あたり）

上段：利用人数、下段：利用日数

項目	第３期計画			第４期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	514 人日	560 人日	613 人日	634 人日	655 人日	676 人日
	78 人	95 人	103 人	111 人	119 人	128 人
放課後等デイサービス	2312 人日	2602 人日	2830 人日	2961 人日	3092 人日	3223 人日
	264 人	286 人	307 人	322 人	337 人	352 人
保育所等訪問支援	133 人日	147 人日	174 人日	185 人日	196 人日	207 人日
	133 人	147 人	174 人	185 人	196 人	207 人
居宅訪問型児童発達支援	3 時間	3 時間	3 時間	3 時間	3 時間	3 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
福祉型障害児入所施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
医療型障害児入所施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	45 人	51 人	50 人	53 人	56 人	59 人

実績と見込量（１年あたり）

項目	第３期計画			第４期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	３人	３人	３人	３人	３人	３人

確保策

障害の多様化により、求められる支援も様々となっているため、障害児とその家族のニーズを把握した提供体制の確保に努めます。庁内においては、障害福祉と子育て支援に関連する部署が連携し、療育支援体制の強化を図るとともに、事業所との連携体制を強化し、切れ目のない支援を進めます。

サービス利用のニーズは今後も増えていくことが予想されるため、事業所と連携し、既存のサービスの拡充を図るとともに、新規事業者の参入についても促進を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、国・県の事業を活用しながら、相談支援の体制強化を図ります。

（２）子ども・子育て支援事業計画との連携

■サービス内容・事業内容

サービス名	内容
子ども・子育て支援事業	障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行います。

見込みの考え方

本市の実績及び実情を勘案して算出しました。

実績と見込量（年あたり）

項目	第３期計画			第４期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保育所・認定こども園	187	191	183	183	183	183
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	122	127	160	140	140	140

確保策

本計画では、「第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図りながら、障害児における子ども・子育て支援等の利用量を見込みます。

10 地域生活支援事業の見込量と確保策

本計画では国の基本指針に基づき、地域生活支援事業の見込量と確保策を設定します。

（1）必須事業

■事業内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための啓発活動を行うことで、障害者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くための事業です。
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に活動を行い、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する事業です。
相談支援事業	障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業です。地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを設置し、すべての障害に対応した総合的な相談業務の強化、権利擁護や虐待防止等における必要な支援を実施します。
成年後見制度利用支援事業	経済的な理由等により申立をすることのできない障害者や親族の代わりに成年後見の申立を行い、成年後見にかかる費用の全部または一部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築等、法人による後見活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る事業です。
日常生活用具給付等事業	特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、点字器やストマ用装具等の日常生活用具の給付や住宅改修等を行い、在宅で生活する障害者に対し、日常生活の便宜を図る事業です。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員を養成し、聴覚障害者との交流活動の促進等を図る事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出を支援する事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行うために必要な援助を行う事業です。

実績と見込量（１か月あたり）

項目		第７期計画			第８期計画		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業		2	2	2	2	2	2
自発的活動支援事業		2	2	2	2	2	2
相談支援事業	障害者相談支援事業	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業（実利用者数）		1人	1人	1人	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業（実利用者数）	17人	48人	50人	54人	57人	31人
	手話通訳者設置事業（実設置者数）	8	4	6	6	6	6
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	7件	6件	7件	7件	7件	8件
	自立生活支援用具	6件	6件	5件	5件	4件	4件
	在宅療養等支援用具	14件	6件	5件	5件	5件	5件
	情報・意思疎通支援用具	4件	5件	5件	5件	13件	21件
	排せつ管理支援用具	1,223件	1,318件	1,315件	1,311件	1,304件	1,297件
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0件	1件	1件	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業（実養成講習修了者）		6人	10人	10人	5人	4人	3人
移動支援事業（実利用者数・延べ利用時間数）		80時間	77時間	86時間	93時間	97時間	101時間
		1034人	1083人	1103人	1121人	1160人	1201人
地域活動支援センター機能強化事業（実施か所・実利用者数）		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		12人	10人	9人	9人	9人	9人

確保策

継続的な実施となっている事業については、実情や利用者の状況に合わせて、関係機関や事業者と連携し、各事業の柔軟な提供体制の確保を図ります。

成年後見制度利用支援事業の利用に至っていない障害のある人が適切に制度を利用できるよう、市広報やインターネットを活用した広報活動や、碧南市成年後見支援センターなどの関係機関との連携、障害福祉サービス事業所や障害福祉関係団体への制度説明など、情報収集できる機会を増やす方策を検討します。

（2）任意事業

■事業内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供する事業です。
生活訓練等事業	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を実施するため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による講習や戸別訪問を行う機能訓練教室を碧南市心身障害者福祉センターにて開催します。
日中一時支援事業	障害者支援施設などで障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。
巡回支援専門員整備事業	保育所や学校等に巡回支援等を実施し、障害が気になる段階から支援を行うための体制整備を進め、発達障害児等の福祉の向上を図ります。具体的には、巡回支援専門員等による施設等の巡回支援、支援者向けの講習会、保護者向けの講習会いや発達相談を実施します。
レクリエーション等活動支援事業	障害者スポーツの普及、レクリエーションを通じて障害者等の社会参加の促進を図るため、碧南市心身障害者福祉センターにて各種教室を開催します。
芸術文化活動振興事業	障害者等の芸術文化活動を振興し、社会参加の促進を図るため、碧南市心身障害者福祉センターにて各種教室を開催します。
声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障害者に対し、広報へきなんをテープに録音し、配布します。
奉仕員養成研修事業	点訳に必要な技術を習得した点訳奉仕員を養成するための講座を碧南市心身障害者福祉センターにて開催します。
複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業	碧南市単独での事業実施が困難な手話通訳者養成講座を、平成 28 年度から碧南市と高浜市で共同実施により開催しています。
補装具費給付事業	障害者等の身体機能を補うように制作された補装具の交付等に係る費用の一部を給付します。

実績と見込量（1 年あたり）

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問入浴サービス	8 人	11 人	12 人	13 人	13 人	13 人
生活訓練等事業	10 人	10 人	9 人	9 人	9 人	9 人
日中一時支援事業	133 人	116 人	121 人	123 人	123 人	123 人
巡回支援専門員整備事業	40 回	102 回	98 回	98 回	98 回	98 回
レクリエーション等活動支援事業	51 人	36 人	56 人	56 人	56 人	56 人
芸術文化活動振興事業	39 人	49 人	47 人	47 人	47 人	47 人
声の広報発行事業	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人	5 人
奉仕員養成研修事業	8 人	7 人	8 人	8 人	8 人	8 人

項目	第７期計画			第８期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
複数市町村における意思疎通支援共同実施促進事業	3人	1人	3人	4人	4人	4人
補装具給付事業	93件	103件	105件	106件	108件	109件

確保策

アンケート結果等を通して障害者のニーズを正確に把握し、必要な提供体制を確保します。

日中一時支援は、利用を促進するため事業を周知するとともに、事業所の新規参入を図ります。

児童の育成に関しては、巡回支援等を実施し、支援者の専門的な技術を向上させるとともに、支援者向け講習会を実施する等、支援者全体の技術の底上げを目指していきます。また、保護者向けの講習会や相談の充実も図ります。

継続的な実施となっている事業については、関係機関や実際の利用者をはじめ広くアンケートを実施するなど事業運営についての需要を把握し、利用者の増加や、事業内容の適正化などを推進して、情報発信等に努めます。

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

本計画が障害者やその家族にとって意義のあるものとなるよう、施策の推進に当たっては当事者の視点に立ち、支援等を行います。

また、様々な障害福祉施策を総合的に推進できるよう、庁内の関係各課や、地域、当事者団体、事業所等の関係機関と連携し、事業を展開します。専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合は、近隣自治体や県との情報交換及び連携を行い、対応を図ります。

さらに、各施策を円滑に進めていくには市民や地域の障害に対する適切な理解が不可欠であるため、広報へきなんやホームページをはじめ、多様な手段で広報・啓発を行います。

２　計画の点検・評価

本計画を着実に推進するため、“ＰＤＣＡサイクル“（計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔ））に基づき、進捗管理を行います。本計画の成果目標について、毎年度実績を把握し、福祉施策や関連施策の動きも含めて中間評価、分析を行います。その結果に基づき、必要に応じて本計画の変更や事業の見直しを行うこととします。

なお、本計画の達成状況の点検及び評価については、地域自立支援協議会が中心となり、役割を担います。

資料編

議題（　）各作業部会の取組状況について

１　事業所部会

⑴ 構成メンバー

障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及び相談支援事業所

⑵ 令和８年度検討事項

ア　課題

地域生活支援拠点の機能評価結果において、更なる機能の充実が必要な項目がある。

イ　目標

地域生活支援拠点の機能評価の継続及び機能の充実のための検討を実施。

⑶ 今年度のこれまでの取組内容

ア　５月２１日（木）に第１回の部会を開催し、次の内容を検討・実施。

㋐ 災害時対応について

発災時の流れや各事業所の取組状況について再度確認。

㋑ 令和７年度地域生活支援拠点の機能評価結果を共有し、今年度は例年課題として挙げられている意思決定支援について取り組むこととし、アンケート調査を実施。

イ　６月２３日（火）に第２回の部会を開催し、次の内容を検討・実施。

意思決定支援のアンケート結果を共有し、第３回目部会で検討する事例の選出を行った。

ウ　事業所間の情報交換の機会づくり

７月１３日（月）にプチ事業所部会「広がる輪の会」を開催。事業所間のつながりづくりや日ごろの支援の悩み等を共有する機会とした。

エ　障害福祉サービス事業所説明会を６月２７日（土）に開催し、将来の進路や生活の参考となるよう努めた。

オ　地域生活支援拠点における専門的人材の確保・養成

㋐ １０月２１日（水）に「意思決定支援、どうしてる？本人のわがまま？尊重すべき意思？人生のエンディングについて話してる？」と題して、権利擁護・虐待防止に関するセミナーを実施。

(4) 今後の予定

１１月１７日（火）に第３回事業所部会を開催し、意思決定支援について事例を通して検討。また、１１月２４日（火）に事業所見学会（さくらと。築山ファクトリー）を実施。

２　就労支援部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、ハローワーク、地域活動支援センター、特別支援学校、保護者、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市（商工課、学校教育課）

(2) 令和８年度検討事項

ア　課題

(ｱ) 地域での障害者雇用や福祉的就労の理解促進が必要。

(ｲ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などが必要。

(ｳ) 学生から社会人になり、進路のミスマッチのような状態が生じることもある。

(ｴ) 支援を必要とする就労希望者と支援者とのマッチングを図る機会が限定的。

イ　目標

(ｱ) 地域での障害者雇用や福祉的就労の理解促進。

(ｲ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討。

(ｳ) 進路選択の参考となる機会を設ける。

(ｴ) 支援を必要とする就労希望者へ情報を届ける。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア　将来の進路や生活の参考となるよう、障害福祉サービス事業所説明会を６月２７日（土）に開催。

イ　６月１７日（水）、７月８日（水）にコアメンバー会議を開催。福祉的就労の理解促進を目的とした、福祉マルシェ開催について検討。

ウ　１０月１３日(火)に第一回の部会を開催。福祉マルシェの検討状況を報告し、意見交換。また、就労選択支援の取組状況をふれあい工房アルゴより報告し、情報共有及び検討。

(4) 今後の予定

ア　１２月に開催予定の福祉マルシェについて、準備及び調整をしていく。

イ　就労選択支援について引き続き検討し、就労支援における質の向上について検討。

３　こども部会

(1) 構成メンバー

保護者、ほっとまんまピアサポーター、特別支援学校、児童通所サービス事業所、子育て支援センター、訪問看護ステーション、保健所、相談支援事業所及び市（こども課、学校教育課及び健康課）

(2) 令和８年度検討事項

ア　課題

(ｱ) 医療的ケア児者の他、課題別に継続した検討が必要

(ｲ) 保護者や各支援機関との連携、情報共有の充実

(ｳ) サポートブック普及のため継続的な啓発活動が必要

イ　目標

(ｱ) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の充実

(ｲ) 医療的ケア児者等課題別の検討会を実施

(ｳ) 保護者支援として、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会を開催

(ｴ) サポートブック普及啓発活動の継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア　医療的ケア児者検討会

７月２４日（金）に、医療的ケア児者検討会を開催。「碧南市医療的ケア児学校訪問看護事業」の現状と課題について検討。この事業を利用する児童がまだいないため、事業案内等の周知が必要という課題を確認。また、今後この事業を利用する際に、初めて訪問看護を利用する保護者が孤立しないよう、医療的ケア児等コーディネーターのサポートが必要という意見が挙がる。

イ　児発・放デイ事業所説明会

８月２３日(日)に「児発・放デイ事業所説明会」を開催。園児や小学生、保護者等の８０名が参加。

ウ　保護者支援

「ほっとまんま・カフェ」と「ほっとまんま相談コーナー（あおぞらひろば)」を

月１回開催（８月、１月を除く）。ほっとまんま・カフェは、昨年に引き続き６月に土曜日開催とした。

エ　サポートブック

４月の小中学校特別支援教育コーディネーター担当者会、公立園長会、公私立主任会において、活用について周知。また、にじの学園から地域の園へ入園する児童の保護者に対し、５月１２日（火）、１３日（水）にサポートブック説明会を実施した。

(4) 今後の予定

ア　１１月に児童通所支援事業所検討会を開催。

イ　１１月４日（水）、５日（木）、１３日（金）に、ほっとまんま出張相談会をにじの学園で開催。

ウ　２月頃に、ほっとまんま茶話会を開催。ピアサポーターからの育児経験談を聞き、参加者同士の交流を深める場としていく。

エ　１月頃にサポートブック説明会をにじの学園で開催。

４　障害者災害時支援部会

(1) 構成メンバー

民生委員、障害当事者団体、特別支援学校、福祉避難所指定障害福祉サービス事業所及び市（高齢介護課及危機管理課）

(2) 令和８年度検討事項

ア　課題

(ｱ) 当事者・家族自身が、発災時やその後の避難生活を自分事として考えることが必要。

(ｲ) 要配慮者について、地域住民への理解促進が必要。

イ　目標

(ｱ) 防災に関して、当事者・家族が関われる機会が設けられるよう検討。

(ｲ) 要配慮者について、地域住民への理解促進等について検討。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア　７月２７日（月）に第１回の部会を開催し、次の内容について協議。

(ｱ) 災害時に備え、必要な物などがわかる「わたしの防災ハンドブック」・「ぼうさ

いＭＹプラン」について、コアメンバー会議で検討した内容を確認し、配布方法等を共有。

(ｲ) 事業所と特別支援学校の取組について共有。

９月１６日（水）開催の碧南ふれあい作業所及びふれあい福祉園ガイアでの防災訓練、あおみＪセンター開催の利用者が避難所の確認や防災ボランティアとの意見交換、にしお特別支援学校開催の福祉避難所開設訓練の情報を共有。

(ｳ) 当事者・家族が我がごととして考える機会「防災ちえ袋」について検討。被災時に自宅にある食材でできる調理や水洗トイレが使えない時の排泄物の処理、必要なものの準備などの企画を予定。

イ　５月１８日（月）・８月２５日（火）・９月２９日（火）にコアメンバー会議を開催。「わたしの防災ハンドブック」、「ぼうさいＭＹプラン」、ＷＨＪ主催の防災訓練への出展、へきなん防災フェスタへの出展及び当事者・家族のための避難体験について検討。その他、地域の自主防災訓練の情報を共有。

ウ　７月２９日（水）にしお特別支援学校開催の福祉避難所開設訓練を部会の事務局が視察。

エ　９月１６日（水）ＷＨＪ主催の防災訓練でレゴブロックを使った模擬避難所の展示、障害のある方が避難所で「かけてもらうと嬉しい言葉」集めを実施。

(4) 今後の予定

ア　１１月８日（日）開催の「へきなん防災フェスタ２０２６」へ出展。

イ　１１月２２日（日）開催の棚尾地区自主防災訓練のほか、地域で行われる自主防災訓練で要配慮者について周知。

ウ　１１月２３日（月）に当事者・家族のための「防災ちえ袋」を実施。

エ　部会の取組等について親の会や事業所を通じて周知。

５　地域生活支援部会

(1) 構成メンバー

地域活動支援センター、精神科病院、保健センター、保健所、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

(2) 令和８年度検討事項

ア　課題

(ｱ) 地域移行支援、地域定着支援体制の充実が必要。地域で安定した生活を過ごせるよう体制整備が必要。

(ｲ) 親亡き後の生活や地域移行支援の受け皿となる社会資源が不足。

(ｳ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施。

イ　目標

(ｱ) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域生活支援部会にて検討。

(ｲ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施。

(ｳ) あおみＪセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催。

(ｴ) ころころの運営を継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア　６月２２日（火）に部会を開催。わがまちの「にも包括」を考える、として事例検討を通じ、碧南市の地域資源について考える機会とした。また、にも包括を構成する要素を意識できるようにした。

イ　個別ケースを通じて、行政機関や医療機関との連携を図り、退院調整や退院後の安定した生活に向けて支援の検討。

ウ　あおみＪセンターと連携し、家族懇談会を奇数月の第３木曜日にへきなん福祉センターあいくるにて開催。

エ　ころころの運営を継続。

(4) 今後の予定

ア　１１月２０日(金)に部会を開催。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて検討。

イ　行政機関や医療機関と連携を図りながら、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援を推進。

ウ　あおみＪセンターと連携した家族懇談会の充実。

エ　ころころの運営を継続。